



三鷹市

保育園等入園案内

令和8（2026）年度

R7.9.1

令和8年度の保育所等入所申請について				
入園希望月	受付期間		申請方法	
令和8年4月入園 (1次募集)	令和7年 10月1日(水)	～	令和7年 10月17日(金)	郵送、電子申請 もしくは 子ども育成課にある認 可保育園入所申込箱へ 投函【必着】
令和8年4月入園 (2次募集)	令和8年1月6日(火)	～	令和8年2月9日(月)	郵送、電子申請 もしくは 子ども育成課窓口へ 直接提出【必着】 <small>※電子申請の受付締切日にお ける締切時間は17時です。 必ず17時までには送信を完了 させてください。入力途中で 17時を過ぎた場合、送信が できなくなるため申請は無効 となります。</small>
令和8年5月入園	令和8年3月11日(水)	～	令和8年4月10日(金)	
令和8年6月入園	令和8年4月13日(月)	～	令和8年5月11日(月)	
令和8年7月入園	令和8年5月12日(火)	～	令和8年6月10日(水)	
令和8年8月入園	令和8年6月11日(木)	～	令和8年7月10日(金)	
令和8年9月入園	令和8年7月13日(月)	～	令和8年8月10日(月)	
令和8年10月入園	令和8年8月12日(水)	～	令和8年9月10日(木)	
令和8年11月入園	令和8年9月11日(金)	～	令和8年10月13日(火)	
令和8年12月入園	令和8年10月14日(水)	～	令和8年11月10日(火)	
令和9年1月入園	令和8年11月11日(水)	～	令和8年12月10日(木)	
令和9年2月入園	令和8年12月11日(金)	～	令和9年1月12日(火)	
令和9年3月入園	令和9年1月13日(水)	～	令和9年2月10日(水)	
【電子申請(4月入園)】 LoGoフォーム申請	【電子申請(4月入園以外)】 LoGoフォーム申請	【毎月1日掲載】 認可保育所空き状況		
				

〒181-8555 東京都三鷹市野崎1-1-1
 市役所本庁舎4階45番窓口（受付時間：月～金 8：30～17：00）
 三鷹市子ども政策部子ども育成課
 電話 0422-29-9673

保育園等入園案内 ～目次～

保育の必要性の認定について.....	3
--------------------	---

1 認可保育施設の申込みや選考に関すること

1-1	入所選考について.....	5
1-2-1	電子申請（LoGo フォーム申請）について.....	6
1-2-2	4月入所申込みのながれ.....	7
1-2-3	毎月の入所申込みのながれ（5月～翌年3月）.....	11
1-3	転園の申込み.....	12
1-4	市外への申込み・市外からの申込み.....	12
1-5	ケアプラス保育の申込み.....	13
1-6	幼稚園型認定こども園（保育認定枠）の申込み.....	14
1-7-1	入園・転園申込みに必要な書類.....	15
1-7-2	入所決定後、追加書類の提出が必要な場合.....	16
1-8	その他申込みに関わる注意事項 （育児休業、多胎児、本園・分園、申込み後の家庭状況変更、申込み後の転職、短時間保 育専用施設、点数開示、4月入所申請中に前年度申請での入所が決まった場合）.....	17
1-9-1	申込み後の手続き （希望園変更、申込みの取下げ、内定辞退）.....	19
1-9-2	申込み後に家庭の状況が変わった場合.....	20
1-10	入所選考（利用調整）会議の基準について.....	21
1-11	合計点数が同点の場合.....	23
1-12	入所選考のながれ.....	23

2 認可保育施設の利用に関すること

2-1	在園中の注意事項 家庭状況確認、移行、きょうだいの育児休業、休園、転出後の継続通園、退園.....	25
2-2	保育所等でかかる費用について.....	26
2-3	在園中に家庭の状況が変わった場合.....	27

3 保育施設・サービスの紹介に関すること

3-1	認可施設の種類.....	29
	《 三鷹市 認可保育所等一覧 》	31
3-2	認可外施設や補助金等について	
	・東京都認証保育所	35
	・企業主導型保育施設	36
	・ベビーシッター利用支援事業（連携型）について	37
	・定期利用保育室について	38
	・三鷹市子ども家庭支援センター等の一時預かり事業	39
	・市内一時預かり施設の紹介	40
	・市内親子ひろばの紹介	41
	■関係書式（所定様式）	42

※『保育所等入所（転所）申込み』で、ご提出いただいた書類の情報は、『保育所等入所（転所）申込み』以外の事業に利用しておりません。

認可外保育施設の助成金や無償化事業、幼稚園に関する事業などで書類の提出が必要な場合は、それぞれの事業にコピーをご提出いただくか、書類の保護者記入欄で利用したい事業にチェックを記入してください。なお、「就労証明書」の内容を上記事業にも利用したい場合は、保護者記載欄に児童氏名・生年月日・通園施設名余白に利用したい事業名をご記載ください。

また、「就労証明書」については、『学童保育所に関する申請』にも使用することができますが、担当課が異なるため、必ずそれぞれの担当課にご提出ください。

保育の必要性の認定について

認可施設の利用や、各種補助金の申請を希望する方に対し、市は「保育の必要性」を確認しています。認可施設を利用するためには「子どものための教育・保育給付認定」を受ける必要があります。

1. 認定の区分

認定区分は下表の3つであり、保育施設を利用できるのは2・3号認定となります。

認定区分	対象となる子ども
1号認定	3～5歳の就学前の子ども
2号認定	3～5歳で、保護者の就労や傷病等により保育を必要とする子ども
3号認定	0～2歳で、保護者の就労や傷病等により保育を必要とする子ども

※「保育の必要性の認定」は、保育施設の利用可否や送迎時間を決定するものではなく、保育の必要性の有無及び必要量を認定するものです。

※満3歳到達による3号認定から2号認定への切替に伴う変更後の支給認定証は希望者のみに送付しています。

2. 保育を必要とする事由

2・3号認定を受ける方は、次の「保育を必要とする事由」のいずれかに該当することが要件となります。

- 就労（フルタイム、パート、夜間、居宅内の労働など、すべての就労）
- 妊娠、出産（出産予定月とその前後2か月間）
- 保護者の傷病、障がい
- 親族の介護・看護
- 災害復旧にあっている場合
- 求職活動（起業準備を含む）（3か月間）
- 就学（職業訓練校等における職業訓練を含む）
- 虐待やDVのおそれがあること
- 育児休業取得中に、すでに保育利用中の子どもがいて継続利用が必要と認められる場合
- その他、上記に類する状態として市が認める場合

3. 保育の必要量

2・3号認定の方は、就労状況などに応じ、保育の必要量（保育標準時間・保育短時間）を決定します。

保育標準時間	1日最大11時間の中で、必要となる時間利用可能（就労の場合、おおむね6時間以上/日）
保育短時間	1日最大8時間の中で、必要となる時間利用可能（就労の場合、おおむね6時間未満/日）

※三鷹市では保護者の就労時間について、『月48時間』を下限としています。

※1カ月以上の求職の場合や、上の子の入園後に下の子の育児休業を取得する場合は、原則「保育短時間」の利用となります。

※施設ごとに「保育標準時間」及び「保育短時間」の利用可能な時間帯が決められており、その時間帯を超えて利用する場合は、延長保育料がかかります。

4. 認定の手続き

(1) 認可施設の入所を希望される方

「保育所等入所（転所）申込書」の提出が、認定の申請を兼ねているので、別途手続きを行う必要はありません。

(2) 認定証の発行のみを希望される方

以下の2点の書類をご提出ください。

- ① 保育所等入所（転所）申込書兼三鷹市子どものための教育・保育給付認定申請書
- ② 保護者1、保護者2の保育の必要性が確認できる書類（P15参照）

5. 認定証の発行（初回申請時のみ）

(1) 保護者からの申請を受けた後、市は「認定証」を発行します。

(2) 「認定証」は保育を必要とする事由ごとにその有効期間が定められています。

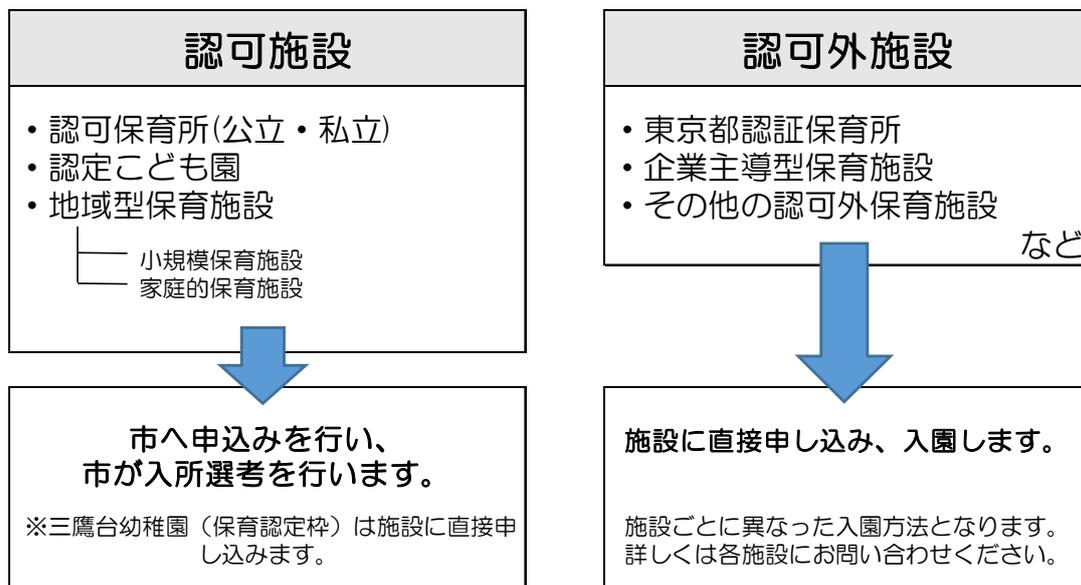
(3) 4月入所分の「認定証」については、審査事務を12月～2月に集中して行うことから、3月下旬頃までに発送します。

1

認可保育施設の申込み
や選考に関すること

○保育施設の種類について

保育施設には、認可施設と認可外施設があります。施設によって申込み方法等が異なります。



○入所選考とは

認可施設は定員が、施設ごと、クラス年齢ごとに定められています。（クラス年齢とは、対象児童の申込み時時点の満年齢ではなく、入所を希望する年度の4月1日時点の年齢です。）定員に空きがない場合や定員より入所希望者が多い場合は、すぐに入所できないことがあります。

入所を希望する児童数が入所募集児童数を上回るときは、選考会議（三鷹市保育所入所選考基準による選考）を行い、入所者を決定します。

○選考方法

選考会議開催月の初日及び入園日時点における保護者の状況を基準として入所者を選考します。三鷹市保育所入所選考基準により選考点数を定め、当該保育所を希望している方の中より選考点数の高い方から順次入所者を決定します。 ⇒「1-10 入所選考（利用調整）会議の基準について」

○申請対象者

原則、以下の要件を満たす方が認可施設に申込みが可能です。

・住民登録が三鷹市にある方

申込みができる方は原則、申込み時から入園月の初日の時点で三鷹市民である方（住民登録が三鷹市にある方）です。（入園月の前月末日までに三鷹市に転入予定のある方を含みます。）

申込み後、入所までの間に三鷹市外へ転出される方は、原則、選考対象外となり、内定取り消しとなります。 ⇒**例外**：「1-4 市外への申込み・市外からの申込み」

・お子様の年齢要件を満たしている方

保育所等の受け入れが可能な年齢は、生後57日目から小学校就学前までとなります。

*出産予定の方の申込みについて（4月入所）

保育所等の0歳児の受け入れは生後57日目からのため、令和8年2月3日（火）までに出生されたお子様が令和8年4月1日入園の対象児童となります。

令和8年4月1日入園の申込みができる方は、出産予定日が令和8年2月13日（金）頃までの方とします。出生日が令和8年2月4日（水）以降となった場合は、4月入所の選考対象外となります。

電子申請(LoGo フォーム)による申込みを希望の方は、下記の内容をご確認いただき、手続きをお願いします。入園案内表紙の二次元バーコードから手続きが可能です。

1. 電子申請の受付対象者

申請時点で三鷹市に住民登録がある方

※申請時点で三鷹市へ転入予定の方は紙申請のみ(郵送または窓口へ提出)となります。

2. きょうだいで同時に申し込む場合

一世帯(1申請)につき同時に3人分の申込みが可能です。世帯ごとにまとめて申請してください。

※紙申請の場合は1申請あたり児童1人の申請となります。

3. 申請前の確認事項

- 申込み期限は、入園案内表紙に記載している受付期間の最終日午後5時です。必ず午後5時までに入力を完了させてください。入力途中で時間を過ぎた場合、送信ができなくなるため申請は無効となります。
- 申込み入力の開始から終了までの所要時間(目安)は、約30~40分です。
- 申請にあたっては「保育園等入園案内」を確認し、添付資料を作成してから申請してください。
- 紙の添付書類をご準備された場合は、スキャンしてアップロードすることを推奨します。スマートフォン等で撮影してアップロードした添付書類の画像が不鮮明な場合等は、再提出をお願いすることがありますのでご注意ください。
- アップロードする添付書類のファイル名は「児童氏名(半角カナ) 書類の名称 対象児童からみた続柄」にしてください。(例) ミカ ハナ 就労証明書 父

4. 注意事項

- 令和8年度4月入所の受付期間中は、令和7年度の毎月の入所受付も実施しているため、入所希望月に誤りがないようにご注意ください。
- 申請内容不備の場合、再提出のご案内をLoGoフォームに登録したメールアドレス等にご連絡します。再提出をする場合は、締切までに追加書類の提出フォームで手続きをしてください。
- 締切間際のアクセス集中等、通信障害については一切責任を負いません。
- 受付期間中にシステムメンテナンスが入り、メンテナンス期間中は申請ができなくなる可能性がありますので、申込み期限まで余裕をもって申請してください。

4月1日の入所は、1次募集と2次募集があります。毎月1日の入所と取り扱いが異なりますのでご注意ください。

1次募集

例年、書類の提出が間に合わず、選考対象外となる方がいます。締切に余裕をもってご提出ください。窓口では申請書類等の確認はできません。
※夜間休日窓口・市政窓口では受付できません。

① 申込み（紙申請）

受付期間 令和7年10月1日（水）～10月17日（金）必着

受付方法 郵送または子ども育成課の「認可保育園入所申込箱」へ投函

P46の宛名用紙をご活用ください。

申込み（電子申請）

受付期間 令和7年10月1日 午前8時30分～10月17日 午後5時までに送信完了

受付方法 LoGoフォームの申請画面から申請

提出書類 「1-7-1 入園・転園申込みに必要な書類」参照

募集人数 10月1日（水）子ども育成課窓口・三鷹市HPにて公表予定

※ 公表後に令和7年度の入退園による動きで募集人数が増減する可能性があります。
また、選考時に転園の理由等により、急遽空きが生じた場合、1次募集の選考後に追加で内定者を決定します。

- ※ 申込者数は12月中旬に集計ができ次第、子ども育成課窓口・三鷹市HPにて公表します。
- ※ 1次募集受付期間中に集計発表は行いません。
- ※ 令和8年2月13日頃までに出産予定の方も申込みができます。（詳細はP5）
- ※ 受付後、職員が職場や家庭に電話などで書類の内容確認等を行うことがあります。

※ 4、5歳児の選考と内定発表は2次募集の選考の際に行いますが、4、5歳児を含むようお願いと同時に申込みの方は点数が調整されることがありますので、4、5歳児のお子様分も1次募集からお申し込みください。

② 到着確認・不足書類の確認

不足・追加書類や希望園の変更がある方は、下記提出期限までにご提出ください。提出がない場合は入所選考にて不利になる、または選考対象外になる場合があります。

【紙申請】

書類到着後、市から「三鷹市保育園入所申込み提出書類添付票（保護者控え）」を発送します。

【電子申請】

LoGoフォームに登録したメールアドレス宛にご案内します。

〈不足・追加書類受付〉

	紙申請(紙申請で申込みをした方のみ)	電子申請(電子申請で申込みをした方のみ)
提出方法	子ども育成課窓口へ郵送または直接提出	LoGoフォームの追加申請画面から申請
提出締切	令和7年10月31日（金）必着	令和7年10月31日（金）午後5時までに送信完了

※ 提出期限を過ぎた場合は、1次募集入所選考（利用調整）会議には反映できません。

1次募集入所選考（利用調整）会議（12月下旬～1月上旬）

募集人数（空き）に応じて申請情報をもとに、三鷹市保育所入所選考基準により選考を行います。
選考基準については、本書のP21～23をご覧ください。
※事実と違う内容で申請をした場合には、内定・入所を取り消すことがあります。

1次募集内定発表（0歳～3歳児クラス） （内定の有無に関わらず通知）

令和8年1月下旬郵送予定

＜内定している場合＞ 内定通知書

＜内定していない場合＞ 2次募集のお知らせ

●1次募集で内定が出た場合の2次募集への申込み
1次募集で内定した園よりも入所希望の高い保育園に、2次募集で募集が出た際、1次の内定を保持しつつ、2次募集の選考対象となることはできません。
2次募集で、再度選考を希望する場合には、「内定辞退届」（所定様式P57）を令和8年2月9日（月）までに提出する必要があります。

1次募集内定者

2次募集

※1次募集で申込み済の方は、改めて申し込み必要はありません。

① 申込み（紙申請）

受付期間 令和8年1月6日（火）～令和8年2月9日（月）必着
受付方法 郵送または子ども育成課の「認可保育園入所申込箱」へ投函

申込み（電子申請）

受付期間 令和8年1月6日 午前8時30分～令和8年2月9日 午後5時までに送信完了
受付方法 LoGo フォームの申請画面から申請

募集人数 1月下旬に子ども育成課窓口・三鷹市 HP にて公表予定

※2次募集については、公表後に募集人数が追加されることがあります。
最新の募集人数は子ども育成課窓口（電話）で確認してください。

② 到着確認・不足書類の確認（1次募集と同様個別にご連絡します。）

《希望園変更受付》

受付期間 令和8年1月6日（火）～令和8年2月9日（月）必着
提出書類 保育所等入所申込変更届（所定様式 P56）

受付方法	紙申請（紙申請で申込みをした方のみ）	電子申請（電子申請で申込みをした方のみ）
提出方法	子ども育成課窓口へ郵送または直接提出	LoGo フォームの追加申請画面から申請
提出締切	令和8年2月9日（月）必着	令和8年2月9日（月）午後5時までに送信完了

2次募集入所選考（利用調整）会議（1次募集と同様）

2次募集内定発表

令和8年3月2日（月）郵送予定（内定者のみ）

※1次募集で申請をした4、5歳児クラスの内定発表も含まれます。
※急な欠員が出た場合、3月3日以降も追加で内定を出すことがあります。
（この場合は、お電話にて内定をお伝えいたします。）

1次募集・2次募集 内定者の入園までのながれ



健康診断・観察保育・面接

各保育園等で嘱託医による健康診断、観察保育及び面接を行い、集団保育に支障がないか確認します。
健康診断や面接の結果、集団保育に適さないと判断された場合には、内定が取り消される場合があります。



入所決定

健康診断・観察保育・面接終了後、集団保育に支障がないと認められれば、三鷹市が期間を定めて入所を承諾し、保護者に通知します。園と保育時間等の調整を行ったうえで入所となります。
なお、入所後は保育園等に慣れるための「慣れ保育」を行う場合があります。期間は園にご確認ください。短時間の登園から始まり、徐々に滞在時間を延ばしていくことで、子どもが保育園での生活に慣れるだけでなく、保護者も子どもを預けることに対する不安を軽減するための重要なステップとなりますので、ご協力をお願いします。

内定に至らなかった方（不承諾通知書の発送について） ※ 三鷹市民のみ

1次募集・2次募集で内定に至らなかった方には、「保育所等入所（転所）不承諾通知書」を3月下旬に送付します。入所希望月は不承諾通知書の裏面に記載しています。

なお、保育所等入所（転所）申込みは、年度内（令和9年3月入園まで）有効となります。申込者名簿に登録され、記載した希望園に欠員が生じるたびに、自動的に選考の対象となります。申込み後、年度内の入所の意思が無くなった場合は、「保育所等入所申込取下届」（所定様式P57）を提出してください。

また、5月1日選考以降で不承諾通知書が必要な場合は、子ども育成課まで電話でお申し出ください。ただし、内定した月の不承諾通知書は発行できません。

★★★★ 希望する認可保育園に入園がかなわなかった場合 ★★★★★

認可外保育施設やベビーシッター利用支援事業（連携型）、定期利用保育室もあります。詳しくはP35～P38をご確認ください。

《 M E M O 》

入園は毎月1日付のみで月途中の入園はありません。
 なお、保育施設の空き状況によって入所内定に至らないこともあります。

申込み

紙申請	受付期間	前月申込み期限翌日から入所希望月の前月の10日まで（郵送の場合は必着） （10日が閉庁日にあたる場合は、次の開庁日）※表紙をご参照ください。
	受付方法	子ども育成課窓口へ郵送、または直接提出 （夜間休日窓口・市政窓口では受付できません。）

電子申請	受付期間	入園案内表紙に記載している受付期間の最終日午後5時まで送信完了
	受付方法	LoGo フォームの申請画面から申請

提出書類 「1-7-1 入園・転園申込みに必要な書類」参照

募集人数 入所希望月の前月1日に子ども育成課窓口・三鷹市HPにて公表予定
 ※公表後に募集人数が追加されることがあります。最新の募集人数は子ども育成課窓口（電話）で確認してください。

※ 受付後、職員が職場などに電話などで書類内容の確認等を行うことがあります。

選考（利用調整）会議（毎月17日頃）

募集人数（空き）に応じて事前に提出された書類に基づき、三鷹市保育所入所選考基準により選考を行います。選考基準については、本書のP21～23をご覧ください。
 選考は、クラス年齢ごと、保育園等ごとに行います。（クラス年齢とは、対象児童の申込み時点の満年齢ではなく、入園を希望する年度の4月1日時点の年齢です。）

入所内定（毎月20日頃）

入園内定者には子ども育成課から内定の電話連絡をします。

健康診断・観察保育・面接

保育所から内定した児童の保護者へご連絡し、嘱託医による健康診断及び観察保育、面接を実施し、集団保育に支障がないか確認します。
 ※健康診断や面接の結果、集団保育に支障があると判断された場合には、内定を取り消すことがあります。

入所決定

集団保育に支障がないと認められれば、三鷹市が期間を定めて入所を承諾し、保護者宛に通知します。なお、入所後は保育園等に慣れるための「慣れ保育」を行う場合があります。ご協力をお願いします。期間は園にご確認ください。

内定に至らなかった方（不承諾通知書の発送について）※三鷹市民のみ

内定に至らなかった方には、初回選考時に限り、「保育所等入所（転所）不承諾通知書」を発送いたします。（入所希望月前月末日に発送しますので、申込者に届くのは翌月1日以降となります。）入所希望月については裏面に記載されております。

なお、保育所等入所（転所）申込みは、年度内（令和9年3月入園まで）有効となります。申込者名簿に登録され、記載した希望園に欠員が生じる度に、自動的に選考の対象となります。申込み後、年度内の入所の意思が無くなった場合は、「保育所等入所申込取下届」（所定様式P57）を提出してください。
 また、翌月の選考以降で不承諾通知書が必要な場合は、子ども育成課まで電話でお申し出ください。ただし、内定した月の不承諾通知書は発行できません。

転園とは、現在通われている市内認可保育園から別の市内認可保育園に移ることを指します。希望する場合は、新規入園と同様に「転園」申込みをしてください。提出方法は新規入園と同じです。

なお、一度年度内に申込みをされて入所した方が、同年度内における転園申込みをする際には、税額に変更がなければ、税関係書類の再提出は不要です。

《ご注意ください！》

転園申込みをされた方は、転園が内定した選考にて、同時に現在入園している保育園等に欠員が生じたとして選考を行いますので、元の園には戻れません。

例えば、4月入所で転園が決まらず5月以降に転園内定が出たが、在園の園にお子様慣れたので転園を辞めたい、友達と別れることになるためお子様が納得しない、転園先で延長保育が受けられない、などの理由があっても、転園が一旦内定した場合は、元の園には戻れません。

転園の意思がなくなった場合は、速やかに「保育所等入所申込取下届（所定様式P57）」を提出してください。

1. 三鷹市民の方が三鷹市外の保育園等を申し込む場合（紙申請のみ受付）

受付方法 転出予定がある方は、転出先へ直接提出
 （※三鷹市を通して受け付ける自治体もあるため、事前に申込み自治体にご確認ください。）
 転出予定がない方は、三鷹市子ども育成課窓口へ郵送、または直接提出

提出書類 申込みを希望する自治体にご確認ください。
 ・自治体によって、必要書類、締切日、申込みの可否などが異なるため、必ず事前に申込み先の自治体にご確認ください。
 ・三鷹市に提出する場合は、申込み先自治体の締切日の**10日前までに**、ご提出ください。
 （不足書類などがあると、追加書類の提出が間に合わなくなることがあります。）

2. 三鷹市民以外の方が、三鷹市の保育園等を申し込む場合（紙申請のみ受付）

受付方法 ・転入予定がある方は、三鷹市子ども育成課窓口へ郵送、または直接提出
 ・転入予定がない方及び転入予定があることを書類で確認できない方は、原則住民登録をしている自治体へ提出

提出書類 ・『誓約書（転入予定者用）』（所定様式P62）
 ・入園申込みに必要な書類一式 ⇒ 「1-7-1 入園・転園申込みに必要な書類」
 ・三鷹市へ転入予定がない方は「誓約書（転入予定者用）」は不要です。
 ・住民登録をしている自治体を通じての申込みとなる方は、申込み締切日等、日程や必要書類については三鷹市の基準になるため、不足書類などが生じると期限に間に合わないことがあります。
 ・三鷹市の所定様式をお使いください。ただし、提出先の自治体で三鷹市の様式だと受付できない場合は、提出先の様式でも提出可能です。（書類を提出する自治体に確認してください。）
 ・三鷹市への転入手続き後は、入所希望月の前月末日（土日・祝日にあたる場合は直前の開庁日）までに、三鷹市子ども育成課で、「転入申告書」を記入し転入手続きを行ってください。

三鷹市に転入予定がない方及び転入予定があることを書類で確認できない方の取り扱い

0歳～2歳クラス 4月～9月入所は申込み不可。10月入所から申込み可。
3歳～5歳クラス 4月入所から申込み可。

*転入予定のない方の選考については、三鷹市民優先となります。
 転入予定のない方の3～5歳児クラスの4月入所は、2次募集から選考対象です。

三鷹市では、障がいや医療的ケアが必要である等、特別な配慮を必要とするお子さんの保育の名称を「ケアプラス保育」としています

- ケアプラス保育の申込みは、4月入園（1次募集）の提出方法と異なり **窓口受付のみ**となります。受付期間については、下記をご確認ください。

受付期間	令和7年10月20日（月）～10月24日（金）
受付方法・受付場所	<u>子ども育成課（市役所本庁舎4階45番窓口）へ直接提出</u>

※ 来庁での受付が難しい場合は、お電話でご相談ください。

ケアプラス保育の対象	<ul style="list-style-type: none"> ・保護者の「保育を必要とする事由」（保護者の就労等）がある方 ・障がい児、医療的ケア児等特別な配慮を必要とし、集団生活が可能なお子様 <p>※障がい児：0歳児～就学前児童 ※医療的ケア児：1歳児～就学前児童 日常的に自宅で行っている医療的ケアが確立し、安定して医療的ケアが行われている児童 ＊入園後は、年度ごとに更新のための確認を行います。</p>
受入園受入人数	指定園（入園可能な園・クラス）により、若干名 ※入園可能な園・クラスは年度によって異なりますので、子ども育成課にお問い合わせください。
保育時間	<ul style="list-style-type: none"> ・障がい児：各園の開所時間（11時間）の中で必要な時間 ・医療的ケア児：平日8時30分から17時の中で必要な時間（基本8時間まで） <p>※医療的ケア児は、就労等の状況により8時間以上の保育が必要な場合、お子様の心身の状況により、各保育園で個別に保育時間を決定します。なお、お子様にとって心身の負担が大きいと認められた場合は、保育時間が短くなることがあります。 ※障がい児・医療的ケア児ともに、延長保育は実施していません。</p>
保育内容	児童の発達状況や特性をふまえながら、クラス集団の中で児童の成長を支援できるように保育士等を配置し、クラス担当との連携のもと、保育を行います。
申込書類	<p>① 入園申し込みに必要な書類一式 ⇒ 「1-7-1 入園・転園申し込みに必要な書類」</p> <p>② 申込児童に関する意見書（診断書）・・・所定様式（※）</p> <p>③ 心身状況書・・・所定様式（※）</p> <p>④ 愛の手帳、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳等（所持者のみ）</p> <p>※所定様式は子ども育成課、子ども発達支援センターにて配布しております。 また、三鷹市 HP (https://www.city.mitaka.lg.jp/) からダウンロードも可能です。</p>
入園会議	<p>【ケアプラス保育の適否の判定について】</p> <p>入園選考（利用調整）の結果、入園対象（内定）となった場合、内定した保育園での観察保育・健康診断を受けていただき、障がい児入園会議（医療的ケア児を含む）において、ケアプラス保育の判定を行い、入園の可否を決定します。</p>

- ・申込書類①については、子ども育成課（電話 0422-29-9673）、申込書類②～④、入園に関するその他お問い合わせは、保育支援課（電話 0422-24-9258）にご相談ください。
- ・特別な配慮を必要とするお子様の発達・療育に関する相談は、三鷹市子ども発達支援センター（元気創造プラザ1階）で行っています。（住所：三鷹市新川6-37-1 電話：0422-45-1122）

三鷹台幼稚園の保育認定枠については、第1希望の方のみを対象とし、園にて申込みを受け付けます。

■幼稚園型認定こども園とは

幼稚園型認定こども園は、認定こども園の種類のうちのひとつです。認可幼稚園が、保育が必要な子どものための保育時間を確保するなど、保育の機能を備えて教育・保育を一体的に行う施設で、いわば幼稚園と保育園の良さを併せもっている施設です。

教育時間のみ利用する子（1号認定子ども）も教育時間と保育時間を利用する子（2号認定子ども）も、一緒に教育・保育を受けることができます。

<保育所との違い>

- 一般の認可幼稚園と同様に、体操着代・教材代など、保育所等にはない費用が生じることがあります。
- 1号認定子どもと2号認定子どもと一緒に過ごす時間に集中して活動を行うため、1日を通して活動時間を配分する保育所とは園児の過ごし方が異なります。

■令和8年4月1日申込概要

募集定員	3歳児クラス20名程度（1号枠との調整により変動あり） ※4、5歳クラスの募集はありません。
受付日時	令和7年11月1日（土）8：00～12：00 受付後、整理券記載時間に親子面接等を行いますので、遅れないようお越しください。
受付場所	認定こども園 三鷹台幼稚園（井の頭2-13-20）
必要書類	① 「三鷹台幼稚園 保育の必要性申請書」※園にて入園募集説明会時に配付 ② 保護者の「保育の必要性が確認できる書類」（所定様式・他保育所等の所定様式と同じ） ③ その他入園に必要な書類（園にて令和7年10月15日（水）以降に配付） ※ 他保育所等の申込書類と異なりますのでご注意ください。
選考方法	申込児全員の受け入れが可能な場合 … 即日内定（正式には2号認定を受けた後） 申込児全員の受け入れが困難な場合 … 市で利用調整を行います。（※）

※申込児全員の受け入れが困難な場合

他保育所と同様に、「三鷹市保育所入所選考基準」に基づき利用調整（入所選考会議）を行います。この場合、利用調整にあたり追加で提出いただく書類について、書面にてお知らせします。

なお、三鷹台幼稚園（保育認定枠）の利用調整を行う場合は、他保育所等の希望（第2～第4希望）について追加で提出する期間を設けるため、保育所等の令和8年4月1日入園申込（1次募集）期間には申し込まないでください。（1次募集と三鷹台幼稚園（保育認定枠）の両方に申し込まれた場合は、1次募集の方を無効としますのでご注意ください。）

年度途中の保育認定枠への入園及び1号認定から2号認定への切替について

年度途中であっても、2号認定枠の空き状況によっては、2号認定での入園が可能です。

また、1号認定で入園した場合でも、2号認定枠の空き状況によっては、年度途中に2号認定へ切り替えることが可能です。

いずれの場合にも、事前に園に空き状況等を確認したうえで、必要書類を揃え、**園経由**で入園（認定切替）希望月の前月10日（10日が閉庁日にあたる場合は、次の開庁日）までに、子ども育成課までご提出ください。

<その他注意事項等>

- 土曜保育はありません。（休園日：土日祝日・年末年始）
- 延長保育は実施していません。（18：30完全退室）

- ・所定様式は令和8年度の書式をご利用ください。他年度の書式では原則受付できません。
- ・虚偽の内容で申込みをした場合は、内定・入所を取り消すことがあります。

- 1 保育所等入所（転所）申込書 兼 三鷹市子どものための教育・保育給付認定申請書（所定様式）
- 2 児童状況書（所定様式）申込み時点で、申請児が出生前の場合は、出産後にご提出ください。
- 3 入園・転園に関する確認票（所定様式）
- 4 マイナンバー関係書類貼付台紙（郵送で提出する場合のみ）
マイナンバー確認書類（個人番号カード・通知カード等）と、窓口にお越しになる方の本人確認書類をお持ちください。
- 5 三鷹市保育園入所申込み提出書類添付票（所定書式）
- 6 前年度分の住民税を証明する書類（令和7年1月1日時点で住民票が三鷹市外にある方のみ【父・母それぞれ必要】）

令和7年1月1日現在の状況	提出書類
住所地が三鷹市の方	三鷹市の住民税情報を確認しますので必要ありません。 ※1
住所地が三鷹市以外の方	令和7年度住民税課税（非課税）証明書 ※1、2、3 →令和7年1月1日時点においてお住まいだった自治体で交付されます。

- ※1 2024年中（令和6年1月～令和6年12月）に海外に居住しており、住民税課税（非課税）証明書が提出できない方は、『令和6年分収入等申告書』（所定様式P60）と2024年中の収入がわかる書類を提出してください。（例：給与明細）
- ※2 住民税課税（非課税）証明書は ① 合計所得金額、② 所得控除額、③ 区市町村住民税所得割額、④ 区市町村住民税均等割額が記載されているもの
- ※3 住民税課税（非課税）証明書 以外の書類では受付ができません。（※1以外の方）

7 保育の必要性が確認できる書類【保護者1・保護者2それぞれ必要】

提出がないと選考対象外、もしくは選考上不利になる場合があります。
就労先などが発行する証明書の有効期限は、発行日から3か月以内です。

父母の状況								提出する書類	掲載ページ
1就労 (注1)(注2)	2	3	4	5	6	7	8		
就労 就職内定	求職中	出産	傷病	障害	介護・看護	就学	不存在		
○	○	※						就労証明書 所定様式（国） *入所時点での状況でご記入ください。	P.48
△	△		△		○	○		スケジュール表（所定様式） *1.就労の方で、シフト制や複数の就労先で就労している等を理由に就労時間が不規則な場合は必要です。	P.64
	※							就労開始証明書（所定様式） 就労後3か月分の給与明細の写し	P.54
		○						ハローワーク受付票の写し（ハローワークで発行）	
			○					母子手帳の写し （表紙及び出産（分娩）予定日の記載があるページ）	
				○				発行日から3か月以内の診断書（保育にあたれない状況と通院頻度が明記されたもの）、難病者は特定医療費（指定難病）受給者証・マル都医療券の写しと通院頻度がわかるスケジュール表	
					○			身体障害者手帳、愛の手帳、精神障害者保健福祉手帳等の写し *上記に該当するが、難病者で特定医療費（指定難病）受給者証・マル都医療券をお持ちの方は、三鷹市保育所入所選考基準表（P21）3（2）傷病の「エ」に該当する場合がありますため4傷病の書類もご提出ください。	
						○		介護・看護状況申告書（所定様式）	P.63
							○	介護、看護を必要とする状況がわかる書類 （被介護者・被看護者の診断書（最近3か月以内に発行されたもの）・身体障害者手帳・愛の手帳・精神障害者保健福祉手帳等の写し）	
							○	在学証明書、カリキュラム表（就学先が発行する時間割など）	
							○	ひとり親であることがわかる書類 （戸籍の全部事項証明書の写し、離婚の受理証明書・児童育成手当受給者証明書等の写し） *離婚調停中の場合：調停中であることを証明する裁判所の書類等（父母の住民票が同一でない場合のみ） *内縁関係、同棲関係、離婚後同居している等の場合には、ひとり親世帯とは認められません。 *いずれの書類も提出できない場合は、子ども育成課へご相談ください。	

『※』は就労開始後、提出が必要な書類です。

就労：外勤(注1)・自営業(注2)・内職

(注1)会社等に雇用されている方（在宅勤務、産前産後休暇・育児休業中の方を含む）

(注2)本人・三親等以内の親族が代表者の法人組織等で勤務している方（育児に伴う休業中の方を含む）

8 その他優先等に関わる書類

⇒ 「1-10 入所選考（利用調整）会議の基準について
「1-11 合計点数が同点の場合」

家庭の状況	書類提出時の注意点
申込みをする児童が市外認可保育園、認可外保育園、幼稚園等を利用している方 ◎対象の施設はP22の（注4）をご確認ください。	以下の書類を提出してください。 「児童在籍証明書」（所定様式P55） または 施設との契約書等（預けている日数と時間がわかるもの）
保育士資格または幼稚園教諭免許をお持ちで、対象の施設にて幼児教育・保育に従事している方 ◎対象の施設はP23の（※1）をご確認ください。	「就労証明書」（所定様式P48） 資格の取得状況が確認できないため、別途「保育士証」等資格取得がわかる書類の提出が必要になります。資格の確認ができない場合は、選考上優先されない可能性があります。
社会福祉士、精神保健福祉士、介護福祉士等の資格をお持ちで、援助職または介護職として三鷹市内の障がい者福祉施設または高齢者介護施設で勤務している方 ◎該当資格の詳細はP23の（※3）をご確認ください。 ◎対象の施設はP23の（※4）をご確認ください。	「就労証明書※」（所定様式P48）※市内の事業所（施設）名を明記のごと 資格の取得状況が確認できないため、別途「社会福祉士」「精神保健福祉士」「介護福祉士」「介護職員初任者研修修了者」「介護職員実務者研修修了者」等資格取得がわかる書類の提出が必要になります。資格の確認ができない場合は、選考上優先されない可能性があります。
申請児童の里親、特別養子縁組で子どもを養育している方	申請の際に子ども育成課へご連絡ください。
出産予定の児童の申込みをする方（4月入所のみ）	「誓約書（出産予定用）」（所定様式P61）を提出してください。
申請児童以外で出産予定がある方	「保育所入所（転所）申込書 兼 三鷹市子どものための教育・保育給付認定申請書」（所定様式）の家庭状況確認欄の3両親の状況の出産欄と「入園・転園に関する同意欄」（所定様式）の該当箇所にもご記入ください。
離婚予定で申込みをする方	「保育所入所（転所）についてひとり親としてみなして申し込む際の同意書」（所定様式）を提出ください。所定様式は、みたかきずつナビまたは三鷹市HPから印刷してください。

1-7-2 入所決定後、追加書類の提出が必要な場合

申込時の状況により、就労の開始や追加書類の提出が入園の条件となる場合があります。下記条件を満たせない場合や書類の提出がない場合、内定の取消しや退園となることがありますので、ご注意ください。また、保育を必要とする理由によって、保育の実施期間が短期間となることがあります。

申込時の状況	提出書類	提出期限	留意事項
育児休業中※	「復職証明書」（P53）	入園後1か月以内に 休業前と同じ条件で復職し、 復職後10日以内に提出	1か月以内に復職できない場合は、 内定が取り消されるか、入園した場合でも 入園した月の末日付で退園となります。
求職中	「就労証明書」（P48）	入園後3か月以内に 月48時間以上の就労を開始し、就労開始 後10日以内に提出	求職を理由に入園した場合、 保育の実施期間は最大3か月間です。 3か月以内に就労を開始できない場合は、 入園した翌々月の末日付で退園となります。
就職内定	「就労開始証明書」（P54）	入園した月の10日までに提出	提出がない場合には、 入園した月の末日付で退園となります。
出産 (産休を除く)	7 保育の必要性が確認できる書類	出産月の2か月後の末日の 14日前までに提出	出産を理由とする保育の実施期間は、 出産予定月と前後2か月(計5か月間)です。 期間満了後も保育園を希望する場合は、 左記書類を提出してください。
傷病・介護・ 就学および災害	7 保育の必要性が確認できる書類	その理由の消滅した月の末日までに提出	傷病・介護・就学および災害を理由とする保育の実 施期間は、その理由の消滅した月の末日までで す。 期間満了後も保育園を希望する場合は、 左記書類を提出してください。

※育児休業中の方はP.17の〈1.育児休業の取扱い〉を必ずご確認ください。

1. 育児休業の取り扱い

〈入所条件〉

申込みをしている児童の育児休業を取得している場合は、休業前と同じ勤務条件（就労規則上の通常勤務日数・時間）で入所した月の翌月1日までに復職することが入所の条件です。自営業の方で育児に伴う休業を取得している場合も、休業前と同じ条件（日数・時間）での復職が必要となります。なお、申込みをしている児童以外のきょうだいの育児休業を取得している場合は、申込みをしている児童の育休ではないため、きょうだいの育児休業の継続取得が可能です。

◎提出書類・提出期限

「復職証明書（所定様式 P53）」 復職日から 10 日以内に提出してください。

例、6月1日入所の場合⇒7月1日までに復職⇒7月10日までに提出

◎時間短縮制度について

会社の就業規則による時間短縮制度や日数短縮制度を利用している場合でも、月 48 時間以上での復職が必要です。

◎注意事項

復職証明書等の提出がない、復職していない、就労条件に変更があったことなどが判明した場合は、**原則退所**となります。**転職**の場合も内定取消しや退所となることがありますので、必ず子ども育成課へ事前にご確認ください。

※入園後に下のお子様の育児休業を取得する場合は、P25「3.きょうだいの育児休業に関する取り扱い」をご覧ください。

※入園後に新たに入所児の育児休業の取得はできません。

〈自営業の方の育児に伴う休業について〉

自営業の方が、お子さんの育児のため通常の就労時間や日数どおりに就労を行っていない期間を【育児に伴う休業】として取り扱います。（最長、出産日から 2 年間）

【育児に伴う休業】の期間は「就労証明書（P48）」の『8 産前・産後休業の取得、9 育児休業の取得』の欄に記載してください。

〈育児休業中の方の入所申請について〉

「保育所等入所（転所）申込書 兼 三鷹市子どものための教育・保育給付認定申請書」の【育児休業中の方の入所申請確認】の『2 希望する保育所等に入所できない場合は、育児休業の延長も許容できる』を選択している場合、調整点数にて減点されます。

◎希望の切り替え

年度内の選考で切り替えを行う場合、「育児休業中の方の入所申請変更届（P58）」を各月の入所に対する受付期間中に提出してください。

2. 多胎児（双子等）の選考について

多胎児の同時申請において、第1希望保育所における選考では同時入所に至らないことが判明した場合に、第2希望以下の保育所において同時入所できることが明らかな場合には、当該施設（同じ施設）に内定が出ます。

3. 施設の本園・分園の選択について

ケンパ井の頭の 1 歳児クラス・みたか小鳥の森保育園の 1 歳児、2 歳児クラス・牟礼の森トキ保育園の 2 歳児クラスへの申込みに関しては、**本園・分園を選択することはできません**。通園する園については、入園児童が決定した後、園運営を考慮したうえで園が決定し、園よりお知らせします。

4. 申込み後、家庭状況等に変更があった場合

選考時（利用調整時）と異なる家庭状況になった場合には、**内定取消し**や**退所**となる場合があります。申込み後、家庭の状況に変更がある場合には、子ども育成課へ事前に相談のうえ、速やかに変更後の家庭の状況を確認できる書類を提出してください。※変更希望月の受付期間中（※表紙参照）に提出されれば、直後の選考会議から変更が有効となります。締切日を過ぎてから届いたものについては、翌月の入所選考会議から有効となります。

⇒「1-9-2 申込み後に家庭の状況が変わった場合」

〈これまでに入園内定の取消しや退所になった事例〉

- ・保護者が入園前に仕事を辞めた。（転職の場合も内定取消しになる可能性があります。）
- ・育児休業中に保育園を申し込んだが、入園月の翌月1日までに復職しなかった。もしくは休業前と復職時で勤務条件（勤務時間・日数等）が変更になった。
- ・入園前に三鷹市民でなくなった。（選考時点で、三鷹市民でなくなったことを確認できた場合、選考対象外としています。）
- ・職業訓練施設に通っていたが、職業訓練期間満了から1か月以内に基準点数が40点の就労を開始しなかった。

5. 申込み後の転職について

認可保育所等の入所申込み後、入所前までに就労先が変更となる場合には、前職の退職日と新しい職場での就労開始日の間が**1か月以上空いてしまうと、内定取消し**となる場合があります。また、就労先の変更に伴い日数や時間が変更となる場合には、選考時と基準点数が変わり、**内定取消し**になる場合があります。申込み後に就労先を変更される場合には、必ず事前に子ども育成課にご相談ください。

6. 短時間保育専用施設の選考方法について

短時間保育専用施設（以下の4施設）は**第1希望優先選考**となります。これらの施設を第1希望とした方は、他の希望保育園等選考よりも前に利用調整（選考）を行います。（選考結果は、保育園等と同時に通知します。）入所がかなわなかった場合には、他の希望保育園等の利用調整（選考）を行います。※短時間保育専用施設以外の希望順位は選考の優劣には関係しません。また、募集しているクラス年齢に希望者がいない場合、他のクラス年齢の希望者から内定者を決定することがあります。

〈対象施設〉「小野寺家庭保育室」「こもれび家庭的保育室もこもこ」「家庭的保育室いずみ保育園」「こもれび家庭的保育室イデオ」

7. 選考点数の開示について

三鷹市保育所入所選考点数は、当該申請者の請求により開示することができます。（順位付けは行っておりません。）ただし、他人の点数等については、個人情報保護の観点から、いかなる理由があっても開示することはできません。

また、5月入所以降の選考で、申込み先の施設全てに空きがない場合は、選考会議（利用調整）が行われないため、入所選考点数がつかえません。その場合も、点数を開示することはできません。

8. 4月入所申請中に、前年度申請での入所が決まった場合

令和8年4月入所申請を行っている方の中で、令和7年度（前年度）の毎月の申込みで入所が決まった場合は、令和8年度4月の申請は、**取下げ扱い**となります。

ただし、入所するまでに、令和7年度末（令和8年3月末日）までの**退所手続き又は内定辞退の手続きを事前にされた場合に限り**、令和8年4月入所の申請を有効とすることができます。

事前に退所手続きをした上で入所が条件となりますので、**4月の入所が決まらなかった場合も3月末日には退所していただくこととなります。**

転園申込については、令和7年度（前年度）の毎月の申請で転園が決まった場合は、必ず転園していただき、令和8年度4月の申請は、**取下げ扱い**となります。

ただし、令和7年度（前年度）の毎月の申請で決まった施設を除いた希望園（希望順位が低い施設も含みます。）であれば、転園をしたうえで令和8年4月の更なる転園の申請を有効とすることができます。

●希望園を変更する場合（5月～翌年3月入所）

提出物 「保育所等入所申込変更届」（所定書式P56）

受付期間 前月の申込み期限翌日から変更希望月の前月の10日まで（郵送の場合は必着）
（10日が閉庁日にあたる場合は、次の開庁日）※表紙を参照ください。

※ 変更希望の受付期間中に提出されれば、その月の選考会議から変更が有効となります。
締切日を過ぎてから届いたものについては、翌月の入所選考会議から有効となります。

●申込みを取り下げる場合

（例）幼稚園に入園した等の理由で、保育園の入所申込みそのものを取り下げる場合
転園の意思がなくなったため、転園申込みを取り下げる場合

提出物 「保育所等入所申込取下届」（所定様式P57）

記入方法 タイトルの『申込取下』にチェックを入れ、『1 入所申込みを取り下げます。』に○をして該当年度を記入してください。

●内定を辞退する場合

提出物 「保育所等入所内定辞退届」（所定様式P57）

記入方法 タイトルの『内定辞退』にチェックを入れ、『2 入所の内定を辞退します。』に○をしてください。内定が出た月の記入も忘れずをお願いします。

※ 内定の辞退をただけでは、申込みの取下げにはなりません。
翌月以降も、同じ希望園で選考の対象となります。
希望園の変更や、申込みの取下げを行う場合には、上記の手続きが別途必要です。

世帯の状況や、就労条件など保育の要件に変更があった場合は、速やかに該当する書類を提出してください。申込み中の方で、選考時（利用調整時）と異なる家庭状況になった場合には、内定取消しとなる場合があります。※変更希望月の受付期間中（※表紙参照）に提出されれば、直後の選考会議から変更が有効となります。締切日を過ぎてから届いたものについては、翌月の入所選考会議から有効となります。

【提出書類一覧】

変更内容	提出書類	所定様式	注意点
同じ職場で勤務条件が変わる場合（外勤・自営業）	①家庭状況変更確認書（所定様式） ②就労証明書 所定様式（国） ③【外勤】就労後3か月分の給与明細書の写し（就労先より発行後提出） 【自営業】就労後3か月分の実績を就労証明書に記載して後日提出	①P47 ②P48	
同じ職場で支店の変更などで勤務地が変わった場合（勤務日数や時間に変更がない場合）	家庭状況変更確認書（所定様式）	P47	
転職した場合（変更後が外勤・自営業）	①家庭状況変更確認書（所定様式） ②就労証明書 所定様式（国） ③【外勤】就労後3か月分の給与明細書の写し（就労先より発行後提出） 【自営業】就労後3か月分の実績を就労証明書に記載して後日提出	①P47 ②P48	採用予定で就労証明書を提出した場合は、就労開始証明書を後日提出
求職になった場合 （求職を理由とした保育の期間は 最大3か月間 ）	①家庭状況変更確認書（所定様式） ②ハローワーク受付票の写し（次の仕事が決まっている場合は、ハローワーク受付票ではなく、就労証明書 所定様式（国）を提出）	①P47	ハローワーク受付票はハローワークで発行 ※保育の必要量は原則「短時間」になります。
（求職の方などが）就職内定した場合	①家庭状況変更確認書（所定様式） ②就労証明書 所定様式（国）	①P47 ②P48	採用予定で就労証明書を提出した場合は、就労開始証明書を後日提出
採用予定で就労証明書を提出していた方が就労を開始した場合	①就労開始証明書（所定様式） ②就労後3か月分の給与明細書の写し（就労先より発行後提出）	①P54	
疾病・傷病になった場合	①家庭状況変更確認書（所定様式） ②診断書（P15参照）、または特定医療費（指定難病）受給者証、マル都医療券の写しと通院頻度がわかるスケジュール表（所定様式P64）	①P47	
就学になった場合	①家庭状況変更確認書（所定様式） ②在学証明書 ③スケジュール表（就労先が発行する時間割など） ④カリキュラム表（就労先が発行する時間割など）	①P47 ③P64	
介護・看護になった場合	①家庭状況変更確認書（所定様式） ②介護・看護状況申告書（所定様式） ③スケジュール表（所定様式） ④被介護者・被看護者の診断書（P15参照）	①P47 ②P63 ③P64	
産前産後休業に入る場合	①家庭状況変更確認書（所定様式） ②母子手帳の写し（表紙・出産（分娩）予定日の記載があるページ）	①P47	
出産により世帯員が増加した場合	①家庭状況変更確認書（所定様式） ②母子手帳の写し（出生証明のページ） ③育児休業（予定）届（育児休業を取得する場合、後日就労証明書が必要）	①P47 ③P51	
育児休業を取得する場合	①家庭状況変更確認書（所定様式） ②就労証明書 所定様式（国） ③育児休業（予定）届	①P47 ②P48 ③P51	②は育児休業の期間が記載されているもの ※保育の必要量は「短時間」になります。
産前産後休業・育児休業から復職する場合	①復職証明書（所定様式）	①P53	復職日から10日以内に提出
離婚・死別・結婚・特別養子縁組をした場合	①家庭状況変更確認書（所定様式） ②（離婚）戸籍、または離婚受理証明書など（結婚）相手の方の保育の必要性が確認できる書類など（子ども育成課へ要確認） （特別養子縁組）養子縁組を確認できる書類	①P47	死別の場合は、①のみ提出
同居人が増えた場合	家庭状況変更確認書（所定様式）	P47	
住所の変更	家庭状況変更確認書（所定様式）	P47	三鷹市外へ転出した場合は選考対象外となります。
市外認可保育園、認可外保育園、幼稚園等の施設に預け始めた場合	児童在籍証明書（所定様式）または施設との契約書等（預けている日数と時間がわかるもの）	P55	対象の施設はP22（注4）をご確認ください。
預け先の施設を退所した場合	家庭状況変更確認書（所定様式）	P47	備考欄に退所した施設名と退所日を記載してください。
生活保護の受給の開始・廃止	家庭状況変更確認書（所定様式）	P47	
同居（同一住所）の家族（児童本人）が障がい者手帳の取得をした場合	①家庭状況変更確認書（所定様式） ②障がい者手帳のコピー	P47	

※ 上記以外の変更がある方など提出書類が不明な場合は、子ども育成課へお問い合わせください。

※ 変更の内容によっては、追加書類の提出を依頼することがありますのでご了承ください。

保育園等の入所希望者数が入所募集児童数を上回った場合は、入所選考（利用調整）会議を行います。入所選考（利用調整）会議では、期日までに提出された書類を確認し、「三鷹市保育所入所選考基準表」及び「調整点数表」に基づき選考点数を決定し、点数の高い方から入所を決定します。

三鷹市保育所入所選考基準表

選考項目	類型	保護者の状況			
		細目	詳細	基準点数	
1	就労	(1) 外勤 自営業	月間 20日以上 就労	ア 月間140時間以上の就労を常態	40
				イ 月間120時間以上140時間未満の就労を常態	38
				ウ 月間100時間以上120時間未満の就労を常態	36
				エ 月間80時間以上100時間未満の就労を常態	32
				オ 月間60時間以上80時間未満の就労を常態	28
				カ 月間48時間以上60時間未満の就労を常態	24
			月間 16日以上 20日未満 就労	キ 月間120時間以上140時間未満の就労を常態	38
				ク 月間112時間以上120時間未満の就労を常態	36
				ケ 月間96時間以上112時間未満の就労を常態	34
		月間 16日未満 就労	コ 月間80時間以上96時間未満の就労を常態	32	
			サ 月間64時間以上80時間未満の就労を常態	28	
			シ 月間48時間以上64時間未満の就労を常態	24	
			ス 月間84時間以上の就労を常態	32	
			セ 月間72時間以上84時間未満の就労を常態	30	
		(2) 内職等	月間20日以上 就労	ア 月間140時間以上の就労を常態	28
				イ 月間48時間以上140時間未満の就労を常態	24
			月間20日未満 就労	ウ 月間48時間以上の就労を常態	22
(3) 就労（その他）	ア 上記に掲げるもののほか、勤務の態様から明らかに保育に欠けると認められる場合		22		
	イ 母親が死亡・離別・行方不明等で、常時その児童と起居を共にしていない場合		45		
2	不存在		イ 父親が死亡・離別・行方不明等で、常時その児童と起居を共にしていない場合	45	
			イ 父親が死亡・離別・行方不明等で、常時その児童と起居を共にしていない場合	45	
3	(1) 出産	ア 出産前後（予定月を挟んで前後2か月、計5か月）を通じて、分娩休養のため保育にあたることができない状況にあり、かつ他に保育にあたることができる者を期待できない場合		28	
		イ 上記に掲げるもののほか、出産により明らかに保育に欠けると認められる場合		24	
	(2) 傷病	入院 居宅内	ア おおむね1か月以上入院、又は入院を決定された場合	40	
			イ 常時病臥	40	
			ウ 隔離を必要とする感染性疾患又は精神性疾患（知的障がいを含む。）	40	
			エ 特定医療費（指定難病）受給者証及びマル都医療券対象の難病により週1日以上の通院を常態	36	
			オ 週1日以上の通院を常態（精神性疾患・知的障がいを含む。）	32	
			カ 定期通院を常態（精神性疾患・知的障がいを含む。）	28	
	キ 上記に掲げるもののほか、傷病により明らかに保育に欠けると認められる場合	22			
	(3) 障がい者 (注1)	ア 身体障害者手帳1級・2級該当者、精神障害者保健福祉手帳1級・2級該当者又は愛の手帳1度・2度もしくは3度該当者		40	
イ 身体障害者手帳3級該当者、精神障害者保健福祉手帳3級該当者又は愛の手帳4度該当者		32			
ウ 上記以外の身体障害者手帳所持者		22			
4	(1) 同居の親族（注2,3）の 病院・施設等の付添い	ア 長期入院者に常時付添っている場合又は心身障がい者施設、特別支援学校等へ通所又は通学する者の付添いに日中（月20日以上かつ、月140時間以上）を通じて従事している場合	40		
		イ 月48時間以上の付添い等に従事している場合（外来通院者の付添いは含まない。）	32		
		ウ 上記に掲げるもののほか、介護（看護）の態様から明らかに保育に欠けると認められる場合	24		
	(2) 同居の親族（注2,3）の 在宅介護等	ア 病状が重く、病臥している者又は心身障がい者（児）の日中（月20日以上かつ、月140時間以上）を通じて介護（看護）をしている場合	32		
		イ 上記に掲げるもののほか、介護（看護）、外来通院付添いの態様から明らかに保育に欠けると認められる場合	24		
	(3) 別居の親族（注3）の 病院・施設等の付添い	ア 長期入院者に常時付添っている場合又は心身障がい者施設、特別支援学校等へ通所又は通学する者の付添いに日中（月20日以上かつ、月140時間以上）を通じて従事している場合	36		
		イ 月48時間以上の付添い等に従事している場合（外来通院者の付添いは含まない。）	28		
		ウ 上記に掲げるもののほか、介護（看護）の態様から明らかに保育に欠けると認められる場合	22		
	(4) 別居の親族（注3）の 在宅介護等	ア 病状が重く、病臥している者又は心身障がい者（児）の日中（月20日以上かつ、月140時間以上）を通じて介護（看護）をしている場合	28		
		イ 上記に掲げるもののほか、介護（看護）、外来通院付添いの態様から明らかに保育に欠けると認められる場合	22		

選考項目	類型	保護者の状況			
		細目	詳細	基準点数	
5		災害	災害によって自身の家屋等が被害を受け、その復旧のため保育にあたることができない場合	40	
6	(2) 就学等	(1) 求職		現に求職のため日中外出の常態にある場合（自宅での求職活動も含む）	22
		技能習得	ア	職業能力開発促進法に規定する職業訓練施設に通所するため、日中の外出を常態としている場合（自宅での受講も含む）	40
		通学	イ	学校教育法に定める学校等に通学するため、月48時間以上の外出を常態としている場合（自宅での受講も含む）	32
		その他	ウ	上記に掲げるもののほか、通学等の態様から明らかに保育に欠けると認める場合（自宅での受講も含む）	22
7		その他	前各号に掲げるもののほか、地域の特殊性及び児童を取り巻く環境等特殊事情を考慮し市長が明らかに保育に欠けると認める場合	20～40	

(注1) 愛の手帳には、東京都を除く道府県で発行された療育手帳を含む。

(注2) 同一敷地内を含む。

(注3) 児童の親の三親等以内の親族に限る。

【補足】

1. 就労の方の選考点数

就労証明書の「6就労時間」の実働時間（雇用契約上の勤務日数・時間）を基に点数付けを行います。

2. 職業訓練施設

「職業能力開発促進法」に規定する公共職業能力開発施設・職業能力開発総合大学校及び「職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律」に規定する職業訓練を行う施設とします。
 技能習得による基準点数（40点）で入所が決まった場合、職業訓練期間満了から1か月以内に基準点数が40点の就労を開始、またはその他基準点数40点以上の要件に該当しなければ退園になります。

調整点数表

適用	調整項目	条件	調整点数		
			新規申請	転園	移行
両親の基準点数を合算した点数に調整を加えるもの	1	選考項目1～7により月間48時間以上、託児所又は施設等（注4）に当該児童を預けている場合 ただし、育児休業中の場合については対象外 市内認可保育園等（注5）は対象外	3	適用なし	
	2	当該児童のきょうだいが既に当該児童の申込み園に在園している場合 ただし、その在園児が転園申請をしている場合を除く。	4		
	3	申込児以外のきょうだいが同時申込中の場合	3		
	4	生活保護受給世帯で、保育の実施がその世帯の自立助長に大きく貢献すると認められる場合には、市長の判断により加点する。	1～5	適用なし	
	5	ひとり親家庭等で、保育の実施がその世帯の自立助長に大きく貢献すると認められる場合には、市長の判断により加点する。	1～9		
	6	児童の虐待防止に寄与するために、特別の支援を必要とする世帯と認められる場合には、市長の判断により加点する。	1～5		
	7	選考項目2不存在に該当し、他に同居する親族（児童の親の3親等以内）がいない場合	5		
	8	その他市長が特殊な事情の発生を認める場合	1～30		
に父母調整各々を加える基準点数の数	9	保育所等入所（転所）申込書 兼 三鷹市子どもための教育・保育給付認定申請書において、「希望する保育所等に入所できない場合は、育児休業の延長も許容できる」を選択した場合	-21		

(注4) 対象となる施設は市外認可保育園、認証保育所、その他の認可外保育所（企業主導型保育所を含む。）、幼稚園、一時預かり施設など、都道府県へ届け出を行っているものに限る。（三鷹市定期利用保育室は除く。）
 個人に預けている場合（ベビーシッター等）も、都道府県へ届け出を行っているものに限る。

(注5) 市内認可保育園等とは、市内の認可保育園・地域型保育施設及び認定こども園保育認定枠をいう。（一時保育を除く。）

合計点数（基準点数＋調整点数）が同点の場合は、以下のとおり入所の優先順位を決定します。

同一選考点数世帯間の優先順位

三鷹市保育の実施に関する取扱要領（抜粋）

優先段階	項目
1	保育の実施基準点数の高い者
2	保護者が保育士資格または幼稚園教諭免許状を持ち、対象施設※1において幼児教育・保育に従事している者（転園・移行の申請は対象外）
3	選考項目（類型・細目）の優先順位（①～⑨の順）の高い者 ※2 ①不存在 ②災害 ③傷病・障がい ④就労 ⑤介護・看護 ⑥内職等 ⑦出産 ⑧就学等 ⑨求職
4	保護者が該当資格※3を持ち、三鷹市内の高齢者介護施設または障がい者福祉施設※4において介護または援助業務に従事している者（転園・移行の申請は対象外）
5	前年度課税標準額（保護者 1、2 合算）の低い者

※1 対象施設：対象施設間の優先順位は下記①・②の順とする。

- ① 認可保育所、認定こども園、特定地域型保育事業（小規模保育・事業所内保育・家庭的保育〈国制度〉・居宅訪問型保育）、地方単独保育施策（認証保育所、家庭的保育〈都制度〉等）、企業主導型保育事業、三鷹市定期利用保育室
- ② 認可幼稚園

※2 選考項目（類型・細目）間の優先順位は、保護者 1、2 両方の細目で総合的に判断するものとする。

※3 介護福祉士、介護職員初任者研修修了者、介護職員実務者研修修了者、社会福祉士、精神保健福祉士

※4 三鷹市内の高齢者介護施設または障がい者福祉施設：
介護老人福祉施設、介護老人保健施設、訪問介護、通所介護（デイケア、デイサービス）、共同生活介護（グループホーム）等介護サービスを行っている事業所、三鷹市障がい者のためのしおりに掲載されている指定特定相談支援事業所、通所施設、移動支援、日中一時支援、グループホーム、施設入所支援、短期入所

①選考点数の決定（選考基準表に基づき、選考点数を決定します。）

例：保護者 1、2 とともに「月に 20 日・140 時間以上」の就労。きょうだいを同時に申請。

	①基準点数（P21～P22）	②調整点数（P22）	選考点数（①+②）
保護者 1	1就労-（1）-ア 40点	3 きょうだい同時申請 3点	83点 ※選考項目（P23）は 保護者 1：④就労 保護者 2：④就労
保護者 2	1就労-（1）-ア 40点		

②内定者の決定

- ・内定者の決定は園ごとに行います。（申請書に記入した希望園の選考に入ります。）
- ・希望順位に関係なく、選考点数の高い方が内定します。※
- ・複数の園に内定した場合、申込書に記入した希望順位が上位の園に内定します。（希望順位は選考結果に影響しませんので、行きたい順に記入してください。※）
- ・選考点数が同点の場合、「同一選考点数世帯間の優先順位（P23）」に基づき、内定者を決定します。

※第 1 希望優先選考園を除く。

<第 1 希望優先選考園>⇒P 18「6.短時間保育専用施設の選考方法について」

「小野寺家庭保育室」「こもれび家庭的保育室もこもこ」「家庭的保育室いずみ保育園」「こもれび家庭的保育室イデオ」

2

認可保育施設の利用に関すること

1. 翌年度の継続入所及び家庭状況の確認について

保育園等は家庭で保育ができない児童をお預かりする施設のため、入園後も「保育を必要とする事由」の継続が必要です。

そのため、市では、翌年度の継続入所の意思確認と併せて、年に一度、「保育を必要とする事由」の確認を行っています。確認の時期になりましたら、保育施設経由で案内書類を配付しますので、「家庭状況確認書」及び「保護者 1、保護者 2 の保育を必要とする事由の証明書類」を提出してください。

なお、書類の提出がない場合や「保育を必要とする事由」がない場合は、退園となります。

2. 乳児園（2歳児クラスまでの施設）からの移行について

2歳児クラスまでの認可保育園や、地域型保育施設に入園した場合は、3歳児クラスに進級する際に、5歳児クラスまである保育園等へ移行となります。

2歳児クラス在園中に移行先の希望調査を行い、移行先を決定します。

《移行対象となる方》

- ① 三鷹市民（住民登録地が三鷹市であり、翌年度も引き続き三鷹市民であること。）
※移行先の決定後でも、移行先の園に入園する前に三鷹市外に転出した場合は、内定取消しになります。
- ② 2歳児クラス在園年度の7月に在園していること。

《注意点》

- ・次年度4月入所の受付前に移行希望調査を行い、移行のための選考（利用調整）を行います。
⇒「1-10 入所選考（利用調整）会議の基準について」
- ・第2希望園以降の保育園に決まることもあります。
- ・移行可能な保育園は毎年変わります。（ご希望の園に移行先として募集がない場合もあります。）
（移行可能枠は原則、2歳児クラスと3歳児クラスの定員に差がある園において、次年度4月入園の人数や、障がい児・医療的ケア児の受け入れ人数等と調整を行い決定します。）
- ・移行先の園に内定が出た後、次年度の4月入所受付にて3歳児クラスの転園申込みをすることも可能です。ただし、4月入所は「転園」の取り扱いとなるため、内定を辞退することはできません。

3. きょうだいの育児休業に関する取り扱い

上の子の入園後に、下の子の育児休業を取得する場合

育児休業の終了する日の属する月の末日までの期間は、継続入所が可能です。この場合、育児休業を取得する際に、「育児休業（予定）届（P51）」と「就労証明書（育児休業取得期間の明記があるもの）（P48）」を提出してください。ただし、育児休業期間中は原則「保育短時間」の認定となります。なお、育児休業が終了し復職した際には復職後10日以内に『復職証明書（P53）』を提出する必要があります。

※自営業の方の育児に伴う休業も上記取り扱いに準じます。

※入園時点できょうだいの育児休業を取得している場合は、P17「1.育児休業の取り扱い」を参照

4. 休園の取り扱い

休園を希望される方は、必ず事前に保育所等に相談してください。

1日も通園しない月が3か月続いた場合は、保育の必要がないものとみなし、退園となります。

保育所等に在園している児童や保護者が傷病等のため、やむを得ず1か月以上休園する等の場合は申請により給食費を免除できる可能性があります。申請方法は子ども育成課または保育所等へご確認ください。

参考事例	7月		8月	9月	10月	
	7/1~10	7/11~31	8/1~31	9/1~30	10/1~20	10/21~
事例①	登園	休園	休園	休園	休園	登園
事例②	休園	休園	休園	休園	休園	登園

→ 事例①…7月と10月にそれぞれ登園しているため、退園にはならない。（休園可）

→ 事例②…7月から9月にかけて3か月連続で休んでいるため、退園になる。（休園不可）

5. 三鷹市から転出後も、引き続き三鷹市の保育園に通う場合

以下(1)及び(2)の手続きが必要です。また、2歳児クラスまでの保育園等に継続通園する場合、3歳児クラスへの移行はできません。

(1) 三鷹市での手続き（三鷹市民としての退所連絡）

提出書類：「保育所等退所届（所定様式 P59）」

※必ず「退所する理由」の欄で、『継続通園』にマルをつけてください。

提出先：三鷹市子ども育成課

提出期限：転出前まで

(2) 転出先自治体での手続き（転出先自治体の住民としての継続入所申込み）

提出書類

提出先 } 転出先自治体にご確認ください。

提出期限 }

6. 退園する場合

提出書類：「保育所等退所届（所定様式 P59）」

提出先：三鷹市子ども育成課

提出期限：退所する月の末日（厳守）

※空いた枠に他の方が入所できるように、退所確定後は速やかに書類の提出をお願いします。

※原則、退所日は月末日となります。

2-2

保育所等でかかる費用について

保育料（利用者負担額）は令和7年9月より無償となりました。

<給食費について>

0～2歳児クラスは、給食費の徴収はありません。

3～5歳児クラスは、月6,000円を給食費として徴収しています。

なお、年収約360万円未満世帯（当該年度分の区市町村民税の額が62,900円未満（ひとり親世帯等は、当該額が77,101円未満））及び第3子以降（認可保育園等に在籍する子どものうち、3人目以降の子ども）は、給食費はかかりません。入園後に「給食費免除のお知らせ」を送付します。

<延長保育について>

延長保育を利用する場合、延長保育料が発生します。

対象年齢や保育時間、利用料金等は施設により異なるため、詳細は施設にお問い合わせください。

<その他の費用について>

写真代や教材費などについて、事前に保護者の同意を得た上で徴収する場合があります。

項目や徴収額は保育施設によって異なりますので、ご不明な点は各施設にお問い合わせください。

世帯の状況や就労条件など保育の要件に変更があった場合は、速やかに該当する書類を提出してください。在園中に「保育を必要とする事由」がなくなった場合は、原則退園になります。また、書類の提出がなく、あとから「保育を必要とする事由」がない期間があったことがわかった場合も原則退園となります。

【提出書類一覧】

変更内容	提出書類	所定様式	注意点
同じ職場で勤務条件が変わる場合（外勤・自営業）	①家庭状況変更確認書（所定様式） ②就労証明書 所定様式（国） ③【外勤】就労後3か月分の給与明細書の写し（就労先より発行後提出） 【自営業】就労後3か月分の実績を就労証明書に記載して後日提出	①P47 ②P48	
同じ職場で支店の変更などで勤務地が変わった場合（勤務日数や時間に変更がない場合）	家庭状況変更確認書（所定様式）	P47	
転職した場合（変更後が外勤・自営業）	①家庭状況変更確認書（所定様式） ②就労証明書 所定様式（国） ③【外勤】就労後3か月分の給与明細書の写し（就労先より発行後提出） 【自営業】就労後3か月分の実績を就労証明書に記載して後日提出	①P47 ②P48	採用予定で就労証明書を提出した場合は、就労開始証明書を後日提出
求職になった場合 （求職を理由とした保育の期間は 最大3か月間 ）	①家庭状況変更確認書（所定様式） ②ハローワーク受付票の写し （次の仕事が決まっている場合は、ハローワーク受付票ではなく、就労証明書 所定様式（国）を提出）	①P47	ハローワーク受付票はハローワークで発行 ※保育の必要量は原則「短時間」になります。
（求職の方などが）就職内定した場合	①家庭状況変更確認書（所定様式） ②就労証明書 所定様式（国）	①P47 ②P48	採用予定で就労証明書を提出した場合は、就労開始証明書を後日提出
採用予定で就労証明書を提出していた方が就労を開始した場合	①就労開始証明書（所定様式） ②就労後3か月分の給与明細書の写し（就労先より発行後提出）	①P54	
疾病・傷病になった場合	①家庭状況変更確認書（所定様式） ②診断書（P15参照）、または特定医療費（指定難病）受給者証、マル都医療券の写しと通院頻度がわかるスケジュール表（所定様式P64）	①P47	
就学になった場合	①家庭状況変更確認書（所定様式） ②在学証明書 ③スケジュール表（所定様式） ④カリキュラム表（就学先が発行する時間割など）	①P47 ③P64	
介護・看護になった場合	①家庭状況変更確認書（所定様式） ②介護・看護状況申告書（所定様式） ③スケジュール表（所定様式） ④被介護者・被看護者の診断書（P15参照）	①P47 ②P63 ③P64	
産前産後休業に入る場合	①家庭状況変更確認書（所定様式） ②母子手帳の写し（表紙・出産（分娩）予定日の記載があるページ）	①P47	
出産により世帯員が増加した場合	①家庭状況変更確認書（所定様式） ②母子手帳の写し（出生証明のページ） ③育児休業（予定）届（育児休業を取得する場合、後日就労証明書が必要）	①P47 ③P51	
育児休業を取得する場合	①家庭状況変更確認書（所定様式） ②就労証明書 所定様式（国） ③育児休業（予定）届	①P47 ②P48 ③P51	②は育児休業の期間が記載されているもの ※保育の必要量は原則「短時間」になります。
産前産後休業・育児休業から復職する場合	①復職証明書（所定様式）	①P53	復職日から10日以内に提出
離婚・死別・結婚・特別養子縁組をした場合	①家庭状況変更確認書（所定様式） ②（離婚）戸籍、または離婚受理証明書など（結婚）相手の方の保育の必要性が確認できる書類など（子ども育成課へ要確認） （特別養子縁組）養子縁組を確認できる書類	①P47	死別の場合は、①のみ提出
同居人が増えた場合	家庭状況変更確認書（所定様式）	P47	
住所の変更	家庭状況変更確認書（所定様式）	P47	三鷹市外へ転出した場合は選考対象外となります。
生活保護の受給の開始・廃止	家庭状況変更確認書（所定様式）	P47	
同居（同一住所）の家族（児童本人）が障がい者手帳の取得をした場合	①家庭状況変更確認書（所定様式） ②障がい者手帳のコピー	P47	

※ 上記以外の変更がある方など提出書類が不明な場合は、子ども育成課へお問い合わせください。

※ 変更の内容によっては、追加書類の提出を依頼することがありますのでご了承ください。

3

保育施設・サービスの 紹介に関すること

	認可施設 P29～	認可外施設・その他預かりサービス P35～
施設の種類	<ul style="list-style-type: none"> 認可保育所(公立・私立) 認定こども園 地域型保育施設 <ul style="list-style-type: none"> 小規模保育施設 家庭的保育施設 	<ul style="list-style-type: none"> 東京都認証保育所 企業主導型保育施設 認可外保育園 一時預かり事業 ベビーシッター <p style="text-align: right;">など</p>
申込先と選考方法	<p>市へ申込みを行い、 市が入所選考を行います。P5～</p> <p>三鷹台幼稚園（保育認定枠）は施設に直接申し込みます。</p>	施設に直接申込みを行います。
保育の必要性の認定	必要	原則不要 『幼児教育・保育の無償化』『認可外保育施設利用助成金』の請求をする場合や施設に認定証の提出を求められる場合は必要となります。
利用料	市が決定し、各施設または市が徴収します。P26～	各施設が決定・徴収を行います。

<共通事項>

保育施設は、保護者の就労や傷病等により、家庭において十分保育することができない児童を、保護者に代わって保育することを目的とした施設です。希望する保育園等の申込み児童数が受入れ可能数を上回った場合には、入園する児童を公正な方法で選考します。

保育時間	<p>1日8時間（例 8:30～16:30）</p> <ul style="list-style-type: none"> 就労時間等に応じて、11時間の開所時間範囲内で8時間以上の利用が可能（短時間保育専用施設は8時間）
延長保育	<p>就労時間等を考慮したうえで実施（実施のない園もあり。）</p> <ul style="list-style-type: none"> 対象年齢や延長時間は各園によって異なる。 別途、延長保育利用料の負担あり。
休園日	<p>日曜、国民の祝日及び12月29日～1月3日</p> <ul style="list-style-type: none"> 幼稚園型認定こども園は、土曜休園の場合あり。

※ 詳細は施設によって異なるため、各園にお問い合わせください。

1. 認可保育園（保育所）

保育園（保育所）は、国が定めた基準を満たし、都の認可を受けた児童福祉法に定める福祉施設です。三鷹市には以下の3種類の保育園があり、各園によって保育理念や年間行事等はさまざまです。

1 私立保育園

社会福祉法人やNPO法人、株式会社等が設置・運営する保育園です。

2 公私連携型保育園

三鷹市と協定を結んだ社会福祉法人や株式会社が設置・運営する保育園です。

3 公立保育園

三鷹市が設置・運営する保育園です。

2. 認定こども園

認定こども園とは、幼稚園と保育所の機能や特徴を併せ持ち、地域の子育て支援（一時保育や子育て相談など）も行う施設の総称です。受入れ年齢は、施設によりさまざまです。

1号認定子どもも2号認定子どもも、共通利用時間（例 9:00～14:00）は一緒に過ごします。

1 保育所型認定こども園

認可保育園をベースとし、保育が必要な子ども以外も受け入れる施設です。

2 幼稚園型認定こども園

幼稚園が主体となって、保育にも対応している施設です。

幼稚園がベースのため、土曜休園等、他保育所等と取扱いが異なることがあります。（P14）

3. 地域型保育施設

地域型保育施設とは、国が定めた基準を踏まえ、市区町村が設定した認可基準を満たした保育施設です。原則定員19名以下の0～2歳児を保育する施設で、市内には家庭的保育、小規模保育の2種類があり、**三鷹市民専用**です。（ただし、入園後に市外へ転出した場合は、継続して通園できます。P26参照）

1 家庭的保育施設

0～2歳児を対象とした定員3人以上5人以下の施設で、異年齢保育が特長です。

保育士や教員等の資格をもつ家庭的保育者が保育します。

家庭的保育者の自宅・その他の場所で、個人・法人により運営されています。

市内に4か所ある家庭的保育施設はすべて短時間保育（8時間）専用の施設です。

また、第1希望優先選考「6.短時間保育専用施設の選考方法について（P18参照）」が適用され、入所すると保育標準時間認定児であっても、短時間認定に変更となります。

→8時間を超える部分については、延長保育料が別途必要です。

2 小規模保育施設

0～2歳児を対象とした定員6人以上19人以下の施設で、保育環境・保育内容・保育従事者等については、認可保育所に近い類型です。三鷹市にはA型の施設が1園あります。

A型：保育士の人員配置基準のうち、全て保育士有資格者の施設です。

B型：保育士の人員配置基準のうち、5割以上が保育士有資格者の施設です。

認可保育園・地域型
保育施設MAPの番号

《 三鷹市 認可保育所等一覧 》

定員は変更になる場合があります。運用定員は、基準の範囲内で弾力的に運用している人数も含めています。

MAP 番号	保育園名	所在地	電話番号	開設年月日	保育 年齢	運用定員						
						0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	計
私立												
21	井の頭保育園	井の頭3-16-31	43-7916	S25.5.1	0～5	6	10	14	14	18	18	80
28	第二小羊チャイルドセンター	北野3-10-14(本園) 北野2-6-23(分園)	43-9754	S47.3.1	0～5	6 本園	15 本園	18 本園	20 本園	20 分園	20 分園	99
35	椎の実子供の家	大沢4-8-8	32-4103	S48.4.1	0～5	9	18	20	20	20	20	107
10	あかね保育園	下連雀7-6-18	49-2671	S51.4.1	0～5	6	10	12	12	12	12	64
22	みたか小鳥の森保育園	井の頭5-22-8(本園) 牟礼4-9-25(分園)	45-4558(本園) 26-7800(分園)	S57.4.1	0～5	9 本園	12本園 6分園	12本園 8分園	22 分園	25 分園	25 分園	119
29	みたかつくしんぼ保育園	中原1-29-35	03-3308-3507	S60.4.1	0～5	9	12	12	12	12	12	69
11	弘済保育所(おひさま保育園)	下連雀5-2-5	49-8893	H20.4.1	0～5	8	8	10	14	14	14	68
30	まなびの森保育園三鷹新川	新川6-5-15	76-0708	H23.4.1	0～5	6	13	13	14	13	12	71
12	第二椎の実子供の家	上連雀6-25-31	44-4103	H24.4.1	0～5	9	17	22	22	24	24	118
13	にじいろ保育園三鷹下連雀	下連雀1-4-22	26-5684	H24.4.1	0～5	6	12	12	13	13	13	69
23	ケンパ井の頭	井の頭1-14-5(本園) 井の頭1-31-22(分園)	70-0960(本園) 70-7530(分園)	H24.4.1	0～5	9 分園	8本園 7分園	15 本園	15 本園	15 本園	15 本園	84
36	ドルフィン三鷹の杜保育園 (旧 京進のほいくえんHOPPAたかの子)	井口1-10-19	34-7200	H26.4.1	0～5	6	15	18	20	20	20	99
14	ポピンズナーサリースクール三鷹南	下連雀4-16-16	70-1620	H26.4.1	0～5	6	10	12	14	14	14	70
15	まなびの森 三鷹もりのこ保育園	上連雀2-16-1	43-1195	H26.4.1	0～5	6	12	13	14	13	13	71
31	にじいろ保育園三鷹新川	新川6-33-15	26-7402	H27.4.1	0～5	6	14	16	20	20	20	96
17	にじいろ保育園三鷹牟礼	牟礼1-14-27	24-6618	H28.4.1	0～5	6	14	16	20	20	20	96
18	牟礼の森トキ保育園	牟礼4-2-23(本園) 牟礼4-2-19(分園)	24-9233(本園) 46-6977(分園)	H28.4.1	0～5	6 本園	20 本園	12本園 12分園	25 分園	25 分園	25 分園	125
37	三鷹どろんこ保育園	井口1-23-9	30-5923	H29.4.1	0～5	6	15	18	20	20	20	99
38	グローバルキッズ三鷹園	下連雀3-6-21	71-5155	H29.4.1	0～5	9	15	18	19	19	19	99
39	三鷹ちしろの木保育園	野崎2-11-7	30-9098	H30.4.1	0～5	6	10	18	20	20	20	94
40	キッズガーデン三鷹上連雀	上連雀6-27-4	29-8020	H30.4.1	0～5	6	15	18	20	20	20	99
41	Gakkenほいくえん 三鷹	上連雀1-5-12	54-2261	H31.4.1	0～5	6	10	12	14	14	14	70
42	みたいぐコスモ保育園	井口1-9-19	31-3131	H31.4.1	0～5	6	18	18	19	19	19	99
43	三鷹新川雲母保育園	新川3-6-6	70-1108	H31.4.1	0～5	3	10	11	12	12	12	60
44	ソラストみたか台保育園	牟礼5-6-7	76-6070	H31.4.1	0～5	6	10	12	15	15	15	73
45	HOPPA北野けやきの里	北野4-8-25	03-6279-5058	R2.4.1	0～5	6	14	15	15	15	15	80
46	ポピンズナーサリースクール三鷹下連雀	下連雀5-1-1-E2	29-9575	R2.4.1	0～5	6	10	11	11	11	11	60
47	みたかこころ保育園	牟礼6-2-1	26-9022	R2.4.1	0～5	12	12	12	14	15	15	80
48	うれしい保育園三鷹中原	中原3-2-1	76-8821	R3.4.1	0～5	6	11	11	11	11	11	61
49	ときむれのこ保育園	牟礼4-3-14	26-7730	R4.4.1	0～2	6	18	18	/	/	/	42
50	ペガサス保育園三鷹駅前	下連雀3-34-15-201	72-8545	R5.4.1	1～5	/	9	9	10	10	10	48
51	アイム保育園	上連雀2-8-20 1F	76-2676	R5.8.1	1～5	/	5	5	5	5	5	25

みたかきつナビにて園のHPや施設の場所を確認できます。
※令和9年1月に三鷹市HPのリニューアルを予定しています。
以降はリニューアルした三鷹市HPから
ダウンロードをお願いします。



《注意点》

- 原則として、自動車での送迎はできませんのでご注意ください。
- 園により若干名の障がい児・医療的ケア児等特別な配慮を必要とするお子様の受け入れを行っています。(P13参照)

※延長保育は別途延長保育料を負担していただきます。土曜日の延長保育時間については施設に直接お問い合わせください。
 なお、施設ごとに「保育短時間」の利用可能な時間帯が決められています。
 「短時間認定」のご家庭が保育短時間の時間帯を超えて利用する場合は、延長保育料がかかります。

保育標準時間	保育短時間	延長保育		運営主体	備考	保育園名	MAP 番号
		保育標準時間後の 延長保育時間 (月～金)	対象年齢				
私立 ※私立園の延長保育については、令和7年9月時点の状況です。各施設に直接お問い合わせください。							
7:00～18:00	8:30～16:30	18:01～19:00	1歳児クラス～	社会福祉法人井の頭会		井の頭保育園	21
7:00～18:00	8:30～16:30	18:01～19:00	満1歳～	社会福祉法人こひつじ会		第二小羊チャイルドセンター	28
7:30～18:30	8:30～16:30	18:31～19:30	満1歳～	社会福祉法人楽山会		椎の実子供の家	35
7:00～18:00	8:30～16:30	18:01～19:00	満1歳～	社会福祉法人あかね保育の会		あかね保育園	10
7:00～18:00	8:30～16:30	18:01～19:00	満1歳～	社会福祉法人みたか小鳥の森福祉会	本園・分園について 注意点の欄参照	みたか小鳥の森保育園	22
7:00～18:00	8:30～16:30	18:01～20:00	0歳児クラス～	社会福祉法人新川中原保育会		みたかつくしんぼ保育園	29
7:00～18:00	8:30～16:30	18:01～19:00	満1歳～	社会福祉法人東京弘済園		弘済保育所(おひさま保育園)	11
7:00～18:00	8:30～16:30	18:01～20:00	満1歳～	株式会社こどもの森		まなびの森保育園三鷹新川	30
7:30～18:30	8:30～16:30	18:31～19:30	満1歳～	社会福祉法人楽山会		第二椎の実子供の家	12
7:00～18:00	8:30～16:30	18:01～20:30	満1歳～	ライクキッズ株式会社		にじいろ保育園三鷹下連雀	13
7:30～18:30	8:30～16:30	18:31～20:30	1歳児クラス～	特定非営利活動法人 ケンパ・ラーニング・コミュニティ協会	本園・分園について 注意点の欄参照	ケンパ井の頭	23
7:30～18:30	8:30～16:30	18:31～19:30	1歳児クラス～	ドルフィン・ハーモニー株式会社		ドルフィン三鷹の杜保育園 (旧 京進のほいくえんHOPPAたかの子)	36
7:00～18:00	9:00～17:00	18:01～20:00	0歳児クラス～	株式会社ポピンズエデュケア		ポピンズナーサリースクール三鷹南	14
7:00～18:00	8:30～16:30	18:01～20:00	満1歳～	株式会社こどもの森		まなびの森 三鷹もりのご保育園	15
7:00～18:00	8:30～16:30	18:01～20:30	満1歳～	ライクキッズ株式会社		にじいろ保育園三鷹新川	31
7:00～18:00	8:30～16:30	18:01～20:30	満1歳～	ライクキッズ株式会社		にじいろ保育園三鷹牟礼	17
7:30～18:30	8:30～16:30	18:31～19:30	1歳児クラス～	トキ株式会社	本園・分園について 注意点の欄参照	牟礼の森トキ保育園	18
7:00～18:00	8:30～16:30	18:01～20:00	0歳児クラス～	社会福祉法人どろんご会		三鷹どろんご保育園	37
7:00～18:00	8:30～16:30	18:01～20:00	満1歳～	株式会社グローバルキッズ		グローバルキッズ三鷹園	38
7:00～18:00	8:30～16:30	18:01～20:00	満1歳～	社会福祉法人ちしろの森		三鷹ちしろの木保育園	39
7:30～18:30	8:30～16:30	18:31～20:30	0歳児クラス～	株式会社Smile Project		キッズガーデン三鷹上連雀	40
7:00～18:00	8:30～16:30	18:01～20:00	1歳児クラス～	株式会社学研ココファン・ナーサリー		Gakkenほいくえん 三鷹	41
7:15～18:15	8:30～16:30	18:16～19:30	満1歳～	株式会社コスモズ		みたいぐコスモ保育園	42
7:00～18:00	8:30～16:30	18:01～20:00	0歳児クラス～	株式会社 モード・プランニング・ジャパン		三鷹新川雲母保育園	43
7:00～18:00	9:00～17:00	18:01～20:00	0歳児クラス～	株式会社ソラスト		ソラストみたか台保育園	44
7:30～18:30	8:30～16:30	18:31～19:30	0歳児クラス～	ビーフェア株式会社		HOPPA北野けやきの里	45
7:00～18:00	9:00～17:00	18:01～20:00	0歳児クラス～	株式会社ポピンズエデュケア		ポピンズナーサリースクール 三鷹下連雀	46
7:00～18:00	8:30～16:30	18:01～19:00	1歳児クラス～	社会福祉法人こころ福祉会		みたかこころ保育園	47
7:00～18:00	9:00～17:00	18:01～20:00	満1歳～	株式会社ケア21		うれしい保育園三鷹中原	48
7:30～18:30	8:30～16:30	18:31～19:30	1歳児クラス～	トキ株式会社		ときむれのご保育園	49
7:30～18:30	9:00～17:00	18:31～19:30	1歳児クラス～	エンゼル株式会社		ベガサス保育園三鷹駅前	50
7:30～18:30	9:00～17:00	18:31～20:30	1歳児クラス～	株式会社aim		アイム保育園	51

《選考に関する注意点》

○ ケンパ井の頭・みたか小鳥の森保育園・牟礼の森トキ保育園の本園・分園について
 ケンパ井の頭1歳児クラス・みたか小鳥の森保育園の1歳児、2歳児クラス・牟礼の森トキ保育園の2歳児クラスへの申込みの際には、本園、分園を選択することは出来ません。
 通園する園については、入園児童が決定した後、園運営を考慮した上で園が決定し、お知らせします。

令和8年4月1日時点(令和7年9月時点での予定)

《 三鷹市 認可保育所等一覧 》

認可保育園・地域型
保育施設MAPの番号

定員は変更になる場合があります。運用定員は、基準の範囲内で弾力的に運用している人数も含めています。

MAP 番号	保育園名	所在地	電話番号	開設年月日	保育 年齢	運用定員						
						0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	計
公私連携型												
34	三鷹西野保育園	深大寺3-3-10	39-7030	S47.6.1	0～5	9	10	12	22	24	24	101
7	三鷹駅前保育園	下連雀3-30-12 2F	79-5441	H14.4.1	0～2	7	13	15	/	/	/	35
8	認定こども園 三鷹ちどりこども園	上連雀4-12-26	72-9220	H19.4.1	1～5	/	5	8	15	15	15	58
19	三鷹赤とんぼ保育園	牟礼3-9-3	40-0600	H28.4.1	0～5	12	20	24	25	25	25	131
9	三鷹南浦西保育園	下連雀7-2-1	40-7551	S44.6.1	1～5	/	20	24	24	24	24	116
26	ベネッセ 三鷹東台保育園	中原2-17-39	79-7728	H13.4.1	0～5	9	12	12	12	12	12	69
16	まなびの森 三鷹牟礼保育園	牟礼7-4-52	76-0883	S43.7.1	0～5	6	16	17	17	18	19	93
33	ベネッセ 三鷹大沢台保育園	大沢2-2-52	39-3177	H18.4.1	0～5	6	9	11	12	12	12	62
27	まなびの森 三鷹こじか保育園	新川6-7-8	71-2211	H20.4.1	1～5	/	14	14	14	14	14	70
公立(公設公営)												
1	中央保育園	上連雀6-11-16	40-7540	S31.8.1	0～5	12	20	24	28	28	28	140
2	南浦東保育園	下連雀6-12-1	40-7166	S51.5.1	0～5	9	12	12	22	22	22	99
3	あけぼの保育園	上連雀4-11-21	40-7555	S38.8.1	0～5	6	12	12	20	20	20	90
24	新川保育園	新川5-7-2	40-7553	S38.9.1	0～5	9	15	18	22	22	25	111
4	山中保育園	上連雀7-19-1-100	40-7542	S49.8.20	0～2	9	22	24	/	/	/	55
25	中原保育園	中原4-35-4-101	40-7170	S51.4.1	1～5	/	15	22	25	25	25	112
5	下連雀保育園	下連雀4-19-4	40-7160	S52.4.1	0～5	9	10	12	24	25	25	105
6	上連雀保育園	上連雀5-1-27	40-7168	S53.5.25	1～5	/	15	18	22	22	22	99
32	野崎保育園	野崎3-12-11	39-7050	S55.8.1	0～5	9	12	12	22	24	25	104
地域型保育施設(小規模保育施設) 三鷹市民専用施設												
a	びかびか保育園 【A型】	下連雀3-4-20-101	70-1192	H27.4.1	0～2	3	8	8	/	/	/	19
地域型保育施設(家庭的保育施設) 三鷹市民専用施設												
b	小野寺家庭保育室 (令和9年3月末閉園予定)	新川1-14-11	090-4410-4429	H12.5.1	0～2	計 5			/	/	/	5
c	こもれび家庭的保育室こもこ	新川4-25-14-105	24-6435	H24.6.1	0～2	計 5			/	/	/	5
d	こもれび家庭的保育室イデオ	新川1-15-1	24-7187	H26.7.1	0～2	計 5			/	/	/	5
e	家庭的保育室いずみ保育園	大沢3-5-4	26-4814	H28.4.1	0～2	計 5			/	/	/	5

みたかきっずナビにて、園のHPや施設の場所を確認できます。
※令和9年1月に三鷹市HPのリニューアルを予定しています。
以降はリニューアルした三鷹市HPから
ダウンロードをお願いします。



《注意点》

- 原則として、自動車での送迎はできませんのでご注意ください。
- 園により若干名の障がい児・医療的ケア児等特別な配慮を必要とするお子様の受け入れを行っています。(P13参照)

※延長保育は別途延長保育料を負担していただきます。土曜日の延長保育時間については施設に直接お問い合わせください。

なお、施設ごとに「保育短時間」の利用可能な時間帯が決められています。

「短時間認定」のご家庭が保育短時間の時間帯を超えて利用する場合は、延長保育料がかかります。

保育標準時間	保育短時間	延長保育		運営主体	備考	保育園名	MAP 番号
		保育標準時間後の 延長保育時間 (月～金)	対象年齢				
7:30～18:30	8:30～16:30	18:31～19:30	1歳児クラス～	社会福祉法人 三鷹市社会福祉事業団		三鷹西野保育園	34
7:00～18:00	8:30～16:30	18:01～20:00	0歳児クラス～			三鷹駅前保育園	7
7:30～18:30	8:30～16:30	18:31～19:30	1歳児クラス～		保育所型認定こども園	認定こども園 三鷹ちどりこども園	8
7:30～18:30	8:30～16:30	18:31～19:30	1歳児クラス～			三鷹赤とんぼ保育園	19
7:30～18:30	8:30～16:30	18:31～19:30	1歳児クラス～			三鷹南浦西保育園	9
7:00～18:00	8:30～16:30	18:01～20:00	満1歳～	株式会社ベネッセスタイルケア		ベネッセ三鷹 東台保育園	26
7:00～18:00	8:30～16:30	18:01～20:00	0歳児クラス～	株式会社こどもの森		まなびの森 三鷹牟礼保育園	16
7:00～18:00	8:30～16:30	18:01～20:00	満1歳～	株式会社ベネッセスタイルケア		ベネッセ三鷹 大沢台保育園	33
7:00～18:00	8:30～16:30	18:01～20:00	1歳児クラス～	株式会社こどもの森		まなびの森 三鷹こじか保育園	27
公立(公設公営)							
7:30～18:30	8:30～16:30	18:31～19:30	1歳児クラス～	三鷹市		中央保育園	1
7:30～18:30	8:30～16:30	18:31～19:30	1歳児クラス～			南浦東保育園	2
7:30～18:30	8:30～16:30	18:31～19:30	1歳児クラス～			あけぼの保育園	3
7:30～18:30	8:30～16:30	18:31～19:30	1歳児クラス～			新川保育園	24
7:30～18:30	8:30～16:30	18:31～19:30	1歳児クラス～			山中保育園	4
7:30～18:30	8:30～16:30	18:31～19:30	1歳児クラス～			中原保育園	25
7:30～18:30	8:30～16:30	18:31～20:30	1歳児クラス～			下連雀保育園	5
7:30～18:30	8:30～16:30	18:31～19:30	1歳児クラス～			上連雀保育園	6
7:30～18:30	8:30～16:30	18:31～19:30	1歳児クラス～			野崎保育園	32
地域型保育施設(小規模保育施設) 三鷹市民専用施設							
7:30～18:30	8:30～16:30	18:31～19:30	1歳児クラス～	株式会社Cozy Village		びかびか保育園 【A型】	a
地域型保育施設(家庭的保育施設) 三鷹市民専用施設							
8:30～17:30		応相談(最長19時まで)	小野寺 朱美	短時間保育専用施設 (第一希望優先選考園)		小野寺家庭保育室	b
8:30～17:30		応相談(最長18時まで)	特定非営利活動法人アピリティクラブ たすけあいみたか たすけあいワーカーズこもれび			こもれび家庭的保育室もこもこ	c
8:30～17:30		応相談(最長18時まで)				こもれび家庭的保育室イデオ	d
9:00～17:00		応相談(最長18時まで)	特定非営利活動法人 オアシスの会			家庭的保育室いずみ保育園	e

○ 短時間保育専用施設の選考方法について(P18参照)

・短時間保育専用施設は第1希望優先選考となります。これらの施設を第1希望とした方は、他の希望保育園等の選考よりも前に利用調整(選考)を行います。

(選考結果は、保育園等と同時に通知します。)

・入所がかなわなかった場合には、他の希望保育園等の利用調整(選考)を行います。

※短時間保育専用施設以外の希望順位は選考の優劣には関係ありません。

令和8年4月1日時点(令和7年9月時点での予定)

東京都認証保育所

東京都認証保育所は、都民の多様化する保育ニーズに対応するための東京都独自の制度であり、東京都が定めた基準を満たし東京都に認証された民間の保育施設です。

1 三鷹市内の施設一覧（令和7年9月現在）

	施設名	住所	電話	定員			
				0	1	2	3～
1	三鷹プチ・クレイシュ	下連雀 3-34-22	49-5818	3	9	9	19
2	あきやま保育室	下連雀 3-45-16	26-9270	8	8	8	24
3	HOPPA こども愛々保育園三鷹	下連雀 3-34-13	71-5030	6	10	8	-
4	さくらんぼ保育室	下連雀 7-1-26	44-4880	8	8	8	-
5	エトワール保育園三鷹駅前	下連雀 2-24-3	70-2622	3	11	11	15
6	保育園トキ三鷹駅前園	下連雀 3-22-10	24-7175	8	13	12	7
7	春ひな保育園	下連雀 5-5-1	45-2202	5	7	8	-
8	三鷹すみれ保育園	下連雀 3-16-16	26-5691	6	12	12	5
9	ポピンズナーサリースクール三鷹	新川 4-11-17	24-2151	6	9	6	3

※ 市外の認証保育所については東京都福祉局のホームページにてご確認ください。

2 入所までの流れ

(1) 見学や保育内容の確認など

直接各施設へお問い合わせください。

(2) 入所申込み

施設へ入所を希望する旨を伝え、施設と直接契約を結びます。保育料は施設に納めます。

3 補助金等について

三鷹市では、東京都認証保育所に通う保護者に対し、認可外保育施設利用助成金等の支給を行っています。

0～2 歳児クラス：月額 80,000 円（上限）

3～5 歳児クラス：月額 77,000 円（上限）

対象者には申請等に基づき、年 4 回登録口座に助成金を振り込みます。詳しくは三鷹市ホームページをご確認ください。

企業主導型保育施設

多様な働き方に対応する保育サービスを提供するため、企業が国の助成を受けて、主として従業員のために設置した保育施設ですが、地域枠として従業員以外のお子さんの受入れもしています。

1 三鷹市内の施設一覧（令和7年9月現在）

	施設名	住所	電話	定員			
				0	1	2	3~
1	ten kids 三鷹台園	井の頭 2-7-9 2F	29-9755	6	7	6	-
2	ふぁみりあ保育園	中原 4-34-22	24-8035	3	4	4	-
3	さくら保育園	下連雀 3-20-9 1F	77-7775	6	12	10	-
4	ひばりの保育 仙川のいえ	北野 4-8-40	03-6279-6185	5	6	7	-
5	ぴかぴか保育園 みたか駅	上連雀 1-1-5 1F	38-7189	4	7	7	-
6	オハナレア吉祥寺園	新川 6-3-10 1F	90-3905	2	7	6	-
7	保育ルーム すまいる 三鷹駅南口園	下連雀 4-17-12 2F	24-9050	3	5	7	-
8	まどみ保育園三鷹	上連雀 1-1-3 1F	38-8017	6	6	6	-
9	三鷹げんきグローバル保育園	大沢 4-10-5	30-5873	5	7	10	9
10	みたかだいナーサリー	井の頭 2-13-21	43-7953	-	9	9	-
11	キッズナーサリー三鷹の森園	下連雀 2-13-2 1F	26-6639	3	11	11	-

※ 市外の企業主導型保育施設については東京都福祉局のホームページにてご確認ください。

2 入所までの流れ

(1) 見学や保育内容の確認など

直接各施設へお問い合わせください。

(2) 入所申込み

施設へ入所を希望する旨を伝え、施設と直接契約を結びます。保育料は施設に納めます。

3 補助金等について

三鷹市では、企業主導型保育施設に通う保護者に対し、認可外保育施設利用助成金の支給を行っています。対象者は0～2歳児クラスの課税世帯で、以下のとおり補助を行っています。

0歳児クラス（課税世帯）：月額37,100円（上限）

1～2歳児クラス（課税世帯）：月額37,000円（上限）

対象者には申請等に基づき、年4回登録口座に助成金を振り込みます。なお、0～2歳児クラスの非課税世帯、3～5歳児クラスの方は児童育成協会からの補助により利用者負担相当額が補填されるため三鷹市からの助成金は対象外となります。詳しくは、三鷹市ホームページをご確認ください。

ベビーシッター利用支援事業（連携型）について

対象となる児童が保育所等に入所できるまでの間、保育所等の代わりとして、東京都の認可を受けたベビーシッター事業者を無償（入会金、ベビーシッターの交通費、キャンセル料、保険料等は無償の対象外）で利用できる事業を実施しています。



1 対象者

- (1) 保育所等の0歳児から5歳児クラスへの入所申込みをして待機児童となっている保護者
- (2) 保育園等の0歳児クラスに入所申込みをせず、1年間育児休業を満了した後に復職する保護者（翌年度4月からの保育所等入所申込みが必要です。）
- (3) 午後10時以降に定期的な就労があるため、保育を必要とする保護者

2 利用までの流れ

(1) 書類の提出

子ども育成課の窓口もしくは電話にて事業の説明を受け、受付表と保護者の保育の必要性が確認できる書類（就労証明書や診断書等）をご提出ください。

利用対象者であることを確認し、後日「対象者確認書」を交付します。

(2) 事業者への連絡

東京都のホームページに掲載されている認定事業者の一覧の中から、希望の事業者を選択して連絡します。その際は、「東京都のベビーシッター利用支援事業を使いたい」旨を必ず伝えてください。



(3) 事業者との契約

事業者との面談・契約後、契約書のコピーとアカウント申請書を子ども育成課へご提出ください。

(4) 利用当日

システムから発行される助成券コード（番号）をベビーシッターに伝えてください。

3 注意事項

(1) 本事業利用中に、保育所等への入所が内定した場合

入所が内定したにもかかわらず辞退した場合は、本事業は入所内定月の前月の末日までで利用終了となります。（利用約款第11条）

(2) 保護者の方が育休を取得中の場合

利用開始時点で育児休業中の方については、復職後すみやかに「復職証明書」をご提出ください。復職日以降の利用分が助成の対象となります。

(3) 他施設との併用について

本事業は、対象児童が認証保育所、認可外保育施設等に在籍している場合も利用できますが、「三鷹市認可外保育施設利用助成金」の支給はできません。また、三鷹市定期利用保育室ひなたとの併用はできません。

4 利用料について

保護者の経済的負担を軽減するため、利用料は無償となります。ただし、通常通り事業者へ利用料1時間150円を支払った上で、市へ「三鷹市ベビーシッター利用支援事業（多子世帯負担軽減助成金）申請書」の提出が必要です。詳細は、利用開始後にご案内します。後日、市より助成金が支給されます。

子ども家庭支援センターが実施している「ベビーシッター利用支援事業（一時保育預かり利用支援）」とは利用できる対象者が異なります。P39をご確認ください。

定期利用保育室について

認可保育所等への入所が待機となっている1歳児および2歳児（令和8年4月1日時点）を保育する施設です。利用にあたっては、認可保育園等と同様、就労等の要件が必要です。

1 実施施設

三鷹市定期利用保育室ひなた（下連雀四丁目6番7号） TEL：0422-26-2611

- (1) 運営者 株式会社日本保育サービス（委託）
- (2) 対象者 三鷹市内在住で、集団保育可能な1歳児クラスおよび2歳児クラスの児童
認可保育所等への入所が決まっていない児童
- (3) 利用期間 入所日から1年間（更新不可）
市外転出の場合や保育の必要性がなくなった場合は利用できなくなります。
- (4) 定員 1歳児、2歳児 計20人
- (5) 開所日 月曜日から金曜日（年末年始を除く）
- (6) 保育時間 午前7時30分から午後6時30分まで（延長保育なし）
- (7) 保育料 令和7年9月より、保育料（利用者負担額）は無償となりました。

2 申込みの流れ（毎月1日付入所のみ）

(1) 入所申込み

入所希望月の前月10日（閉庁日に当たる場合は、翌開庁日）までに「利用申請書」と「申込みに関する同意書」を子ども育成課へ提出してください。（必着）

※定員を超える申込みがあった場合は選考基準P21～23に基づき選考となります。申込み順による優劣はありません。

(2) 利用内定となった場合

入所前月下旬に通知します。保育室での面接・健康診断等の手続き終了後、入園決定通知書を発行します。入園後はお子さまが保育園に慣れるための「慣れ保育」があります。

(3) 利用内定とならなかった場合

待機名簿に登録されます。空きが生じ、内定となった場合に子ども育成課より通知します。

3 その他

- (1) 当施設は認可保育園等の入所申請を取り下げた場合、または認可保育園等への入所が内定した場合は利用できなくなります。
- (2) 育児休業中に入所が決まった場合は、入所後1か月以内に復職が必要です。入園後、在園児のきょうだいの産前産後休業を取得する場合は、出産予定月の後2か月間まで在園可能です。引き続き在園する場合は復職が必要です。
- (3) 当施設は、認可保育園等入所選考における「調整点数表（P22）」の調整点数1の対象施設ではありません。

◆詳細は三鷹市ホームページをご確認ください。

https://www.city.mitaka.lg.jp/c_service/097/097520.html

（三鷹市ホームページ→子育て・教育→保育園・幼稚園・子どものための施設→保育園等→各種保育サービス・お知らせ→定期利用保育室のご案内）



三鷹市子ども家庭支援センター等の一時預かり事業

・・・一時的に保育にお困りの方は・・・

利用できるのは市内にお住まいのお子さんと保護者の方です

	① 子ども ショートステイ	② 特定一時保育	③ 一時保育	④ トワイライトステイ	⑤ 病児保育
要件	○保護者が、1. 疾病・出産などで入院、2. 親族などの看護・介護、3. 死亡・行方不明・不在、4. 災害や事故、5. 冠婚葬祭・出張など社会的にやむを得ない事由、育児疲れ等により一時的に養育が出来ないとき ○児童自身が利用を希望するとき	保護者が、1. 疾病・出産などで入院、2. 親族などの看護・介護、3. 死亡・行方不明・不在、4. 災害や事故、5. 冠婚葬祭など社会的な事由で保育が出来ないとき	要件はありません。 (一時的に保育できないとき、仕事などで帰宅が遅くなるとき、休日に不在で保育が出来ないときなど)		子どもが病気の回復期にあるが、保育園等の集団保育は困難で、保護者が仕事などのため保育できないこと
対象	市内に住所があり、集団保育が可能な児童				
	1歳6か月～中学3年生 <small>※特別な事由があるときは対象年齢について相談できます。</small>	生後3か月～小学校就学前の児童	生後3か月～小学生 <small>※認可保育所在籍児・小学生は、トワイライトステイのみ利用可</small>		市内に住所がある生後4か月～小学校就学前の児童
内容	宿泊を伴う養育。施設から幼稚園、保育園や学校への送迎。6泊以内	日中の保育 15日間以内(各施設の休園日を含む)	日中の保育 1時間単位	平日夜間、日祝の保育、学童保育所からの送迎など	日中の保育 連続7日間以内
施設・定員	児童養護施設 社会福祉法人朝陽学園 (大沢2-4-1) 定員：2人	中央、山中、新川、南浦東、上連雀、野崎保育園 定員：各1人	三鷹駅前保育園 ※子ども家庭支援センターのびのびひろば隣接(下連雀3-30-12) 三鷹市中央通りタウンプラザ3階 定員：1時間あたり各15人		(1)あきやまルーム(下連雀3-45-16びゅうリット三鷹3階) 定員：4人 (2)ポピンスルーム杏林(新川4-11-17) 定員：4人
登録	※申し込み後に、子ども家庭支援センターりぼんの相談員との面談及び施設見学が必要です。	事前登録は不要 ※申し込み後に施設との面談が必要となります。	のびのびひろばでの事前登録が必要 ※登録の際は事前にご連絡ください		市への事前登録が必要(オンライン※1でもできます)
申込方法	子ども家庭支援センターりぼん 月～金曜日の午前8時30分～午後5時 TEL 0422-40-5925 (*詳細については、必ずお問い合わせください。)	子ども家庭支援センターのびのびひろば 月～金曜日の午前8時30分～午後7時 土曜日の午前8時30分～午後5時 TEL 0422-40-2926 (*詳細については、必ずお問合せください。) (申し込みは、午後4時30分まで)			「あずかるこちゃん」より予約、または各施設へ直接問い合わせ (1)あきやま子どもクリニック(上連雀2-2-16) TEL0422-70-5777 (2)ポピンスルーム杏林(新川4-11-17) TEL0422-24-2153

※1 病児保育をオンラインで事前登録するには、市ホームページから病児保育予約システム「あずかるこちゃん」にアクセスして事前登録(アカウント作成)してください。

⑥ ファミリーサポート

子育ての手助けをしてほしい人(利用会員)と子育ての援助ができる人(援助会員)との相互援助活動を、市が事務局となって運営する事業です。利用に当たっては、会員登録が必要です。

【対象】市内在住で、生後3か月～小学校4年生 ※登録の際は、事前にご連絡ください。

【連絡先】みたかファミリー・サポート・センター(子ども家庭支援センターのびのびひろば内)
三鷹市下連雀3-30-12 三鷹市中央通りタウンプラザ3階 TEL 0422-76-6817
開所時間：月～金曜日の午前9時～午後6時

⑦ ベビーシッター利用支援事業(一時預かり利用支援)

一時的に保育が必要となった保護者が、東京都の補助制度を活用しベビーシッターを利用した場合に、ベビーシッター利用料の一部を助成します。

【対象】市内在住で、0歳～9歳に達する年度の末日までの児童

【問合せ先】子ども家庭支援センターのびのびひろば TEL 0422-76-6817

市内一時預かり施設の紹介

通院や仕事等で一時的に保育できないときやリフレッシュしたいときなどに利用できます。(要事前登録)

※ 詳細については、各施設にお問い合わせください。

施設名	所在地	電話	定員
椎の実子供の家	大沢4-8-8	0422-32-4103	6
一時保育 こすずめ (みたか小鳥の森保育園)	井の頭5-22-8	0422-45-4558	5
みたかつくしんぼ保育園	中原1-29-35	03-3308-3507	7
弘済保育所(おひさま保育園)	下連雀5-2-5	0422-49-8893	6
第二椎の実子供の家	上連雀6-25-31	0422-44-4103	6
にじいろ保育園三鷹下連雀	下連雀1-4-22	0422-26-5684	5
ケンパ井の頭(分園)	井の頭1-31-22	※問い合わせ先(本園) 0422-70-0960	3
三鷹西野保育園	深大寺3-3-10	0422-32-2772	6
三鷹駅前保育園	下連雀3-30-12 三鷹市中 央通りタウンプラザ3階	※問い合わせ先 子ども家庭支援センターのびのびひろば 0422-40-2926	15
三鷹赤とんぼ保育園	牟礼3-9-3	0422-41-0333	6
まなびの森 三鷹牟礼保育園	牟礼7-4-52	0422-76-0883	6
三鷹市子ども発達支援センター 一時保育 ほしのこ	新川6-37-1 三鷹中央防災 公園・元気創造プラザ1階	0422-45-1133	10
認定こども園 三鷹台幼稚園	井の頭2-13-20	0422-43-7417	6
スポット保育室「チューリップ」	下連雀3-45-16 びゅうリエット三鷹3階	0422-26-9281	6
三鷹どろんこ保育園	井口1-23-9	0422-30-5923	6

(令和7年7月1日現在)

一時預かり事業をご利用の方は、幼児教育・保育の無償化の対象となる可能性があります。
3～5歳児クラス、もしくは市民税非課税世帯の0～2歳児クラスのお子さんで、保育の必要性がある場合は、一時預かり事業利用開始日までに無償化の認定を受ける必要があります。詳細は子ども育成課保育施設係までご連絡ください。TEL 0422-29-9672

【三鷹市子ども誰でも通園事業(仮称)について】

三鷹市では、多様な働き方やライフスタイルにかかわらない形での支援を強化するための預かり事業「三鷹市子ども誰でも通園事業(仮称)」を令和8年度から実施予定です。詳細が決まり次第、三鷹市のホームページ等にてお知らせします。

市内親子ひろばの紹介

主に乳幼児をもつ地域の子育て家庭支援のために、子どもや親同士が気軽に集い、和やかな雰囲気の中で語り合ったり、育児講座などの啓発活動や育児相談などを行う場所です。各施設において、親子の楽しい時間が過ごせるスペースを用意し、様々なプログラムを実施しています。

※ 詳細については、各施設にお問い合わせ下さい。

ひろば名	所在地	電話
子ども家庭支援センター すくすくひろば	下連雀4-19-6	0422-45-7710
親子ひろば ひまわり (三鷹駅前保育園)	下連雀3-30-12 三鷹市中央通りタウンプラザ3階	0422-79-5441
つくつくひろば (みたかつくしんぼ保育園)	新川1-10-20 (みたかつくしんぼ保育園とは別の建物になります)	03-5384-2441
HOT・ホッと・きらきら (まなびの森 三鷹こじか保育園)	新川6-7-8 まなびの森 三鷹こじか保育園内	0422-71-2211
親子ひろば ぴっぴ (みたか小鳥の森保育園)	井の頭5-23-8 (みたか小鳥の森保育園とは別の建物になります)	0422-45-4558
おやこでよって チョコっとあっぴるーむ	下連雀4-17-23 市民協働センター内	0422-46-0048
つぎあてポッケ	大沢1-16-26	0422-34-0040
むらさき子どもひろば	下連雀1-25-2	0422-49-5500
西多世代交流センター (乳幼児のあそびひろば)	深大寺2-3-5	0422-31-6039
東多世代交流センター (わくわく・ひよこちゃんランド)	牟礼2-13-19	0422-44-2150
親子ひろば ひよこ	新川6-37-1 三鷹中央防災公園・元気創造 プラザ1階	0422-45-1122
子育てひろば てくてく	深大寺1-3-3 アフタフ・バーバン内	0422-26-4381
ちぎんえっく (三鷹どろんこ保育園)	井口1-23-9 三鷹どろんこ保育園内	0422-30-5923
子育て広場「モモ」	下連雀3-45-16 びゅつりエット三鷹3階	0422-26-9270
子育てひろば ひだまり	下連雀7-6-18	0422-49-2671
子育てひろば あおいとり	下連雀2-18-12	090-1800-1470
子育てひろばポピンズ三鷹下連雀	下連雀5-1-1-E2	0422-26-6765
しいのみクラブ	大沢4-8-8	0422-32-4103
なのはな園親子ひろばつぼみ	井の頭2-27-7 キンダーガルテンなのはな園園舎2階	090-5606-3358
親子ひろば ひなた ※休止中	下連雀4-6-7	0422-26-2611

(令和7年7月1日現在)